新規上場申請のための有価証券報告書

（Ｉの部）

パイフォトニクス株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長　　竹田　正樹　殿
【提出日】	2026年11月13日
【会社名】	パイフォトニクス株式会社
【英訳名】	Pi PHOTONICS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　池田　貴裕
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中央区天王町673番地
【電話番号】	053-581-9683（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長　清水　良憲
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中央区天王町673番地
【電話番号】	053-581-9683（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長　清水　良憲

目　　次

頁

第一部 【企業情報】……1
第１ 【企業の概況】……1
１ 【主要な経営指標等の推移】……1
２ 【沿革】……3
３ 【事業の内容】……4
４ 【関係会社の状況】……9
５ 【従業員の状況】……9
第２ 【事業の状況】……10
１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】……10
２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】……13
３ 【事業等のリスク】……15
４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】……20
５ 【重要な契約等】……27
６ 【研究開発活動】……27
第３ 【設備の状況】……29
１ 【設備投資等の概要】……29
２ 【主要な設備の状況】……29
３ 【設備の新設、除却等の計画】……29
第４ 【提出会社の状況】……30
１ 【株式等の状況】……30
２ 【自己株式の取得等の状況】……34
３ 【配当政策】……34
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】……34
第５ 【経理の状況】……45
１ 【財務諸表等】……46
第６ 【提出会社の株式事務の概要】……87
第７ 【提出会社の参考情報】……88
１ 【提出会社の親会社等の情報】……88
２ 【その他の参考情報】……88

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】……89

第三部 【特別情報】……90
第１ 【連動子会社の最近の財務諸表】……90

第四部 【株式公開情報】……91
第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】……91
第２ 【第三者割当等の概況】……92
１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】……92
２ 【取得者の概況】……93
３ 【取得者の株式等の移動状況】……94
第３ 【株主の状況】……95

監査報告書 ……巻末

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2021年９月	2022年９月	2023年９月	2024年９月	2025年９月
売上高	（千円）	175,555	211,418	283,342	359,759	471,108
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△5,256	35,224	91,483	106,664	169,923
当期純利益	（千円）	24,740	28,000	59,520	79,554	124,145
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	88,400	88,400	88,400	88,400	93,400
発行済株式総数	（株）	2,790,000	2,790,000	2,790,000	2,790,000	2,810,000
純資産額	（千円）	337,246	362,456	416,396	484,791	604,986
総資産額	（千円）	386,228	433,554	506,049	568,011	712,712
１株当たり純資産額	（円）	120.88	129.91	149.25	173.76	215.30
１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）	（円）	1.00（―）	2.00（―）	4.00（―）	5.00（―）	8.00（―）
１株当たり当期純利益	（円）	8.87	10.04	21.33	28.51	44.23
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	87.3	83.6	82.3	85.3	84.9
自己資本利益率	（%）	7.5	8.0	15.3	17.7	22.8
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	11.3	19.9	18.8	17.5	18.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	80,309	145,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△2,358	△4,318
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△24,784	△20,414
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	―	431,765	552,952
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	31〔3〕	25〔3〕	27〔3〕	30〔2〕	29〔6〕

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
３．従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
４．第15期、第16期及び第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期及び第19期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
５．当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
６．主要な経営指標等のうち、第15期、第16期及び第17期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の

規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定による監査証明を受けておりません。

７．前事業年度(第18期)及び当事業年度(第19期)の財務諸表については、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、アーク有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、監査を受けておりません。

８．第15期、第16期及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2006年10月	光技術を用いた新産業創成を目的として、静岡県浜松市呉松町（現・浜松市中央区）に所在する光産業創成大学院大学内に、資本金100万円でパイフォトニクス株式会社を設立
2007年４月	定量位相顕微鏡を用いた透明ガラスの受託測定サービスを開始
2008年４月	高指向性ＬＥＤ照明「ホロライト」販売開始
2008年７月	資本金を840万円に増資
2008年10月	静岡県浜松市中区（現中央区）にある浜松イノベーションキューブへ本店移転
2012年12月	資本金を1,840万円に増資
2013年10月	静岡県浜松市東区（現中央区）将監町へ本店を移転
2013年11月	資本金を2,840万円に増資
2014年１月	丸型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・マル」販売開始
2014年３月	直線型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ライン」販売開始
2014年６月	静岡県浜松市東区（現中央区）薬師町に工場を開設
2014年９月	資本金を3,840万円に増資
2014年11月	円弧型虹色光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・レインボウ」販売開始
2015年２月	角型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・カク」販売開始
2015年４月	円環型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・リング」販売開始
2015年７月	円弧型単色光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・アーチ」販売開始
2015年８月	JST「大学発ベンチャー表彰2015 特別賞」を受賞
2015年９月	矢印型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・アロー」販売開始
2016年11月	取締役会設置会社及び監査役設置会社へ移行
2017年10月	静岡県浜松市東区（現中央区）天王町にホロライトビルを開設し、本店及び工場を移転・統合
2017年12月	経済産業省「地域未来牽引企業」に選定、これを契機として安全用途における市場開拓を強化
2019年４月	小型円弧型単色光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・アーチ・ミニ」販売開始
2019年12月	第三者割当増資を実施し、資本金を8,840万円に増資
2020年６月	十字型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・クロス」販売開始
2020年７月	超小型超狭角型光パターン形成白色ＬＥＤ照明「ホロライト・マイクロ」販売開始
2020年10月	角環型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・リングスクエア」販売開始
2021年１月	経済産業省中部経済産業局「J-Startup CENTRAL」に選定、これを契機として海外市場の開拓を強化
2021年４月	携帯型鳥害対策用光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・チェッカーズ」貸出開始
2021年11月	線十字型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ラインクロス」販売開始
	直角型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・アングル」販売開始
	括弧型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ブラケット」販売開始
2021年12月	点円環型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ドットリング」販売開始
	第35回中日産業技術賞「中日新聞社賞」を受賞
2022年６月	米国で開催された安全関連展示会への出展を開始し、海外市場の開拓を本格化
2023年４月	点円環中央点型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ドットリング・センター」販売開始
2023年10月	点円環中央点十字型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ドットリング・センタークロス」販売開始
2024年５月	超高指向性レーザー照明「ホロライト・レーザー」販売開始
2024年12月	資本金を9,340万円に増資
	監査等委員会設置会社へ移行
2025年７月	点円環切替型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ドットリング・スイッチ」販売開始
2025年10月	直線平坦型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ライン・フラット」販売開始
2026年１月	可変表示型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・プロジェクター」販売開始
2026年４月	高耐環境型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・プロ・シリーズ」販売開始
2026年５月	経済産業省・中小企業庁「2025年度 はばたく中小企業・小規模事業者300社」海外展開部門に選定

3 【事業の内容】

当社は、「新しい光の使い方を追求し、顧客と共に価値を創造し、地球の未来を拓きます。」という企業理念のもと、独自の光学技術を活用し、製造・物流・建設・鉄道等の産業現場における安全対策、施設・イベント等における演出、検査・計測、鳥害対策等の顧客課題に対して、光を用いた製品及び関連するソリューションを提供しております。

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであり、光パターン形成照明装置「ホロライト・シリーズ」を中心とする光応用製品の企画、研究開発、設計、製造及び販売を主な事業としております。

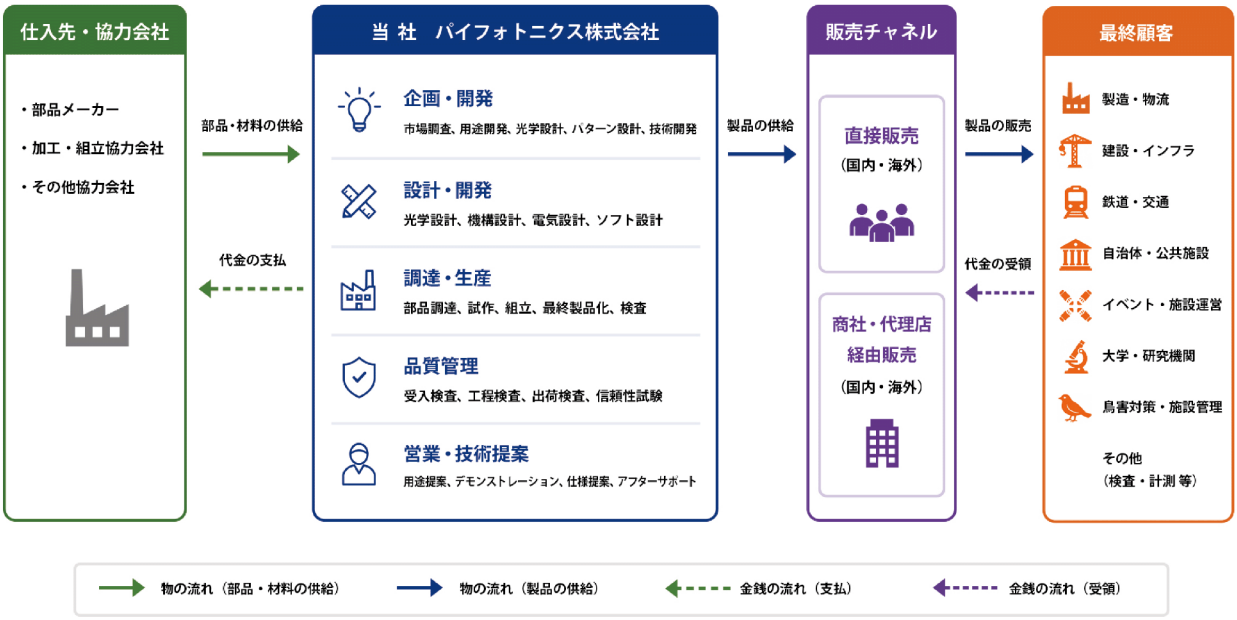
当社製品の企画・研究開発、光学・機構・電気等の設計、試作、組立、最終製品化、検査・品質管理並びに営業・技術提案については、当社が主体となって実施しております。一方、光源、光学部品、電子部品、筐体部品等については部品メーカーから調達するとともに、板金、塗装、機械加工等の一部の加工工程については外部の協力会社を活用しております。

このように、外部の専門企業を活用しつつ、製品の企画・研究開発から設計、試作、最終製品化、品質管理及び販売までの主要な機能を当社が主体的に担う事業体制を構築しております。

当社の特徴は、独自の光学設計技術により、離れた位置に線、円、矢印等の光パターンを形成し、危険区域等を視覚的に表示できる点にあります。また、用途、照射距離及び設置環境に応じた製品ラインアップを有するとともに、顧客の使用環境や現場課題に合わせた製品選定、仕様変更及び技術提案を行っております。

販売については、国内外の顧客に対する直接販売に加え、商社及び販売代理店等を通じた販売を行っております。主な顧客は、製造業、物流関連事業者、建設・インフラ関連事業者、鉄道・交通関連事業者、自治体、イベント・施設運営事業者、大学・研究機関等であります。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



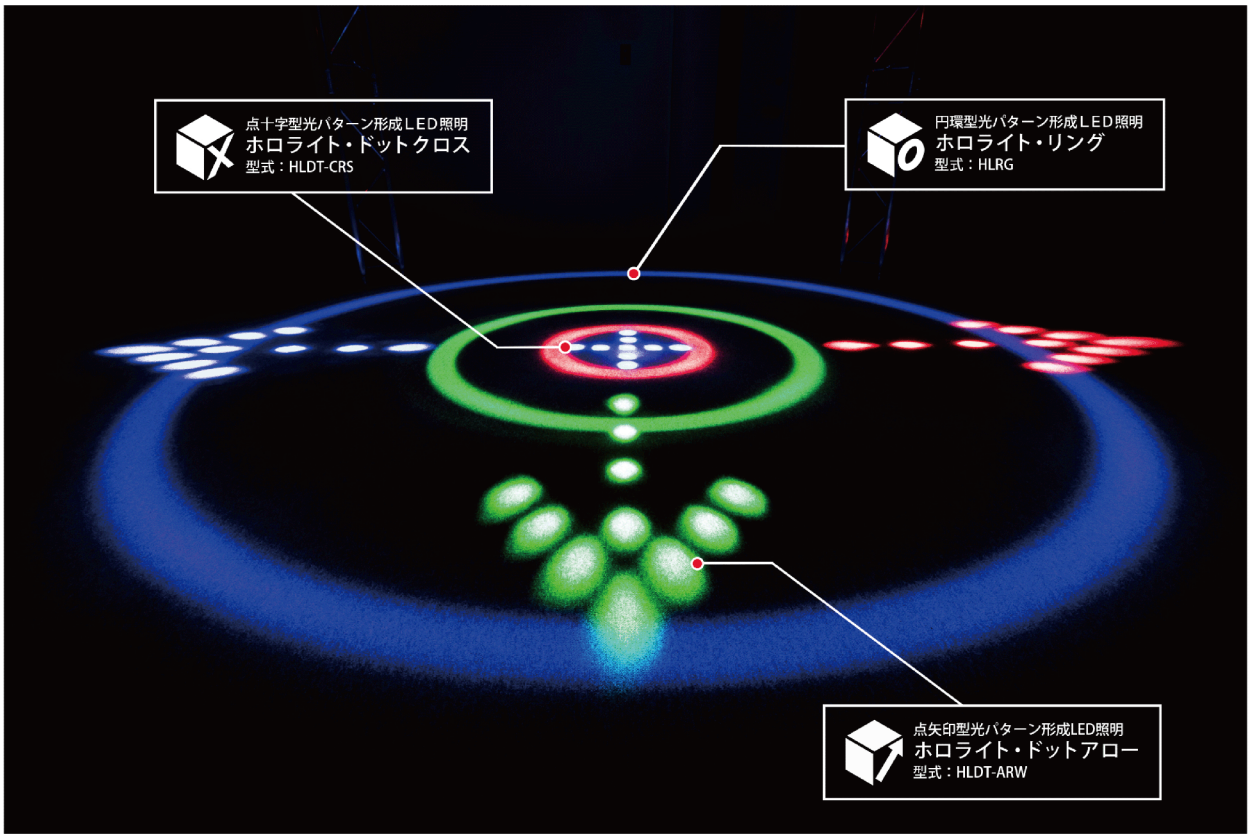
（注） 当社は光学機械器具製造事業の単一セグメントであります。「安全」、「演出・建築」、「実験・検査・鳥害対策」の区分は、当社製品の利用用途を示すものであり、事業セグメントを構成するものではありません。

（1）製品について

当社の主力製品である「ホロライト・シリーズ」は、独自の光学設計技術を用いて、所定の位置に点状、直線状、円環状等の光パターンを形成・表示する光応用製品であります。一般的な照明器具が、光を広範囲に照射して空間を明るくすることを主な目的とするのに対し、当社製品は、光源と独自設計の光学系を組み合わせることにより、光の広がりや形状を制御し、離れた位置にも輪郭の明瞭な光パターンを形成できることを特徴としております。当社の中核技術である「パターン形成用照明装置」に係る特許権は、日本、米国、中国及び欧州５カ国において登録されております。



また、LED、レーザー等の光源部品とレンズ等の光学部品の構成及び光学設計を変更することにより、点状、直線状、円環状、円弧状、矢印状、十字状等、多様な光パターンを形成することができます。これらの光学設計を組み合わせることにより、用途、照射距離、設置環境等に応じた製品を展開しております。



当社では、小型筐体である「マイクロ」及び「ミニ」をはじめ、必要な光量、照射距離、屋内・屋外の別、耐候性能等に応じた複数の筐体及び仕様を取り揃えております。



さらに、「ホロライト・シリーズ」は、光パターン等の特性に応じて、12の製品系統に分類しております。具体的には、点状の光を形成する「ドット」、直線状の光を形成する「ライン」、円環状の光を形成する「リング」、

十字状の光を形成する「クロス」、円弧状の光を形成する「アーチ」、矢印状の光を形成する「アロー」、行列状の点光を形成する「マトリクス」、レーザー光源により点状の光を形成する「レーザー」、虹色の光を形成する「レインボウ」、高速に反転照射する「チェッカーズ」、直角状の光を形成する「アングル」及び括弧状の光を形成する「ブラケット」であります。



これらの光学構成を基本として、当社は顧客ニーズや使用現場で得られた知見を踏まえ、光学性能、表示機能及び耐環境性能等を高めた製品の開発を継続的に行っております。

例えば、ライン系製品では、直線光の均一性及び光出力を高めた「ホロライト・ライン・フラット」、ドット及びリング系製品では、外部信号により点灯する光パターンの大きさや点滅等を切り替えることができる「ホロライト・ドットリング・スイッチ」を製品化しております。また、マトリクス系製品では、文字、記号等の表示内容を変更することができる「ホロライト・プロジェクター」を製品化しており、従来の固定された光パターンの表示に加えて、注意喚起や作業指示等の情報を可変表示する用途にも展開しております。さらに、防塵・防水性能、耐振動・耐衝撃性能及び耐熱性能等を高めた「ホロライト・プロ・シリーズ」を展開し、屋外、建築現場、高温環境、粉塵環境等、より厳しい使用環境への対応を進めております。



当社は、これらの標準製品の販売に加え、顧客の使用環境、設置条件、照射距離及び求められる光パターン等に応じた仕様変更や特注対応を行うほか、顧客との共同開発にも取り組んでおります。このように、顧客の課題や使用現場から得られたニーズを製品開発へ反映することにより、既存製品の改良、新製品の開発及び新たな用途の開拓を継続的に進めております。

（2）用途について

当社製品の用途は、売上管理上、「安全」、「演出」及び「実験」の３区分に分類しております。安全用途には「クレーン」、「境界線」及び「産業車両」、演出用途には「演出」及び「建築」、実験用途には「実験」、「検査」及び「鳥害対策」等が含まれております。

当社製品は、光によって線、円、矢印、文字等の情報を実空間に表示できる特徴を活かし、産業現場における安全対策を中心に、演出・建築、実験・検査、鳥害対策等の幅広い用途で活用されております。

特に安全用途では、床面や対象物に光パターンを形成することにより、危険区域、立入禁止区域、車両の進行方向、旋回範囲等を視覚的に明示することができます。テープ、塗装、標識等による従来の表示方法を補完する手段として、設置環境や運用条件に応じた安全対策に活用されております。

① 安全用途

安全用途は、製造工場、物流倉庫、建設現場等を中心に導入されており、主な用途は「クレーン」、「境界線」及び「産業車両」であります。

クレーン用途では、天井クレーン等の吊荷周囲に線状又は環状の光パターンを投影し、吊荷の位置や移動範囲、周囲の危険区域を視覚的に明示することにより、作業者への注意喚起に活用されております。また、クレーンフックや吊荷の位置決めを行う際の視覚的な位置基準としても利用されております。

境界線用途では、床面に直線状又は曲線状の光を形成し、歩行者通路、車両通路、立入禁止区域等を可視化することにより、製造工場や物流倉庫等における歩車分離や危険区域の明示に活用されております。光による表示は床面を直接塗装するものではないため、設備配置や運用方法の変更等に応じて表示位置を変更しやすいことも特徴としております。

産業車両用途では、フォークリフト、無人搬送車、建設機械等の車体に当社製品を取り付け、床面に車両の進行方向、旋回範囲又は車両から一定の距離を示す光パターンを投影します。これにより、周囲の作業者に対して車両の接近、進行方向又は旋回範囲等を視覚的に知らせる用途に活用されております。





安全 | 天井クレーン　吊荷・走行範囲を可視化



安全 | 境界線　通路境界を光で表示



安全 | 産業車両　接近・旋回範囲を警告

② 演出・建築用途

演出用途では、イベント会場、商業施設、公共施設等における空間演出やライトアップに活用されております。

当社製品は、直線、点、円環、虹色、文字等の多様な光パターンを形成できることから、建築物へのメッセージ投影、施設やイベント会場における空間演出、トンネル等へのライン照明、屋外景観のライトアップ等に使用されております。

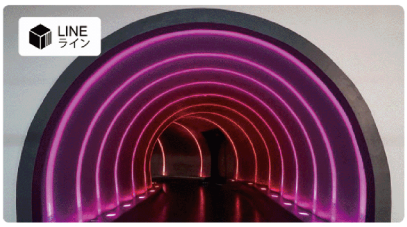
また、建築用途では、建物の輪郭や特定部分のみを光で強調することが可能であり、商業施設、公共施設、歴史的建造物等のライトアップにも活用されております。対象物の形状、設置距離、周辺環境等に応じて製品を組み合わせることで、多様な演出ニーズへの対応を行っております。



演出｜メッセージ　外壁へ文字・記号を投光



演出｜イベント空間　虹色の光で会場を彩る



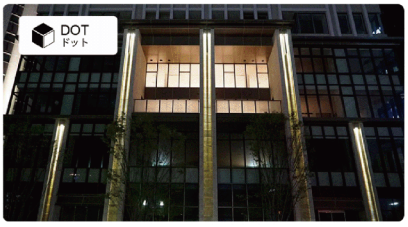
演出｜回遊空間　フルカラー光で没入感を創出



建築｜カラー演出　建物の輪郭と空間価値を向上



建築｜フレーム演出　直線光で建築形状を際立たせる



建築｜外壁演出　直線光で外壁の垂直性を強調

③ 実験・検査・鳥害対策用途

実験用途では、大学、研究機関等における研究・実験用途のほか、製造工程等における検査用途や鳥害対策用途にも当社製品が活用されております。

検査用途では、高指向性の光を対象物に照射することで、金属、ガラス、フィルム等の表面の傷や凹凸等を視認しやすくするための照明として利用されております。また、顧客の検査対象、検査方法及び使用環境等に応じて、可視光、近赤外光等を用いた仕様にも対応しております。

実験用途では、大学や研究機関等からの個別の研究ニーズに応じ、光パターン、波長、照度等を調整した製品を提供しております。

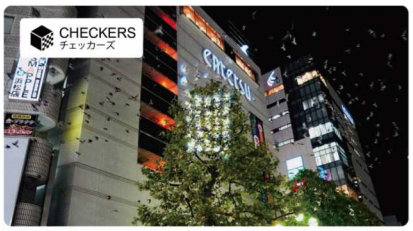
鳥害対策用途では、点滅する光等を利用して、ムクドリ等の鳥類の滞留を抑制することを目的とした製品を開発しております。「ホロライト・チェッカーズ」は、地方自治体等との実証実験を通じて開発を進めてきた製品であり、自治体、施設管理事業者等を中心として活用されております。



実験｜植物反応　色別照射で生育反応を検証



検査｜金属表面　目線・カメラ検査を高精度化



鳥害対策｜都市空間　樹木に集まるムクドリを追い払い

（3）ビジネスモデル及び販売チャネル

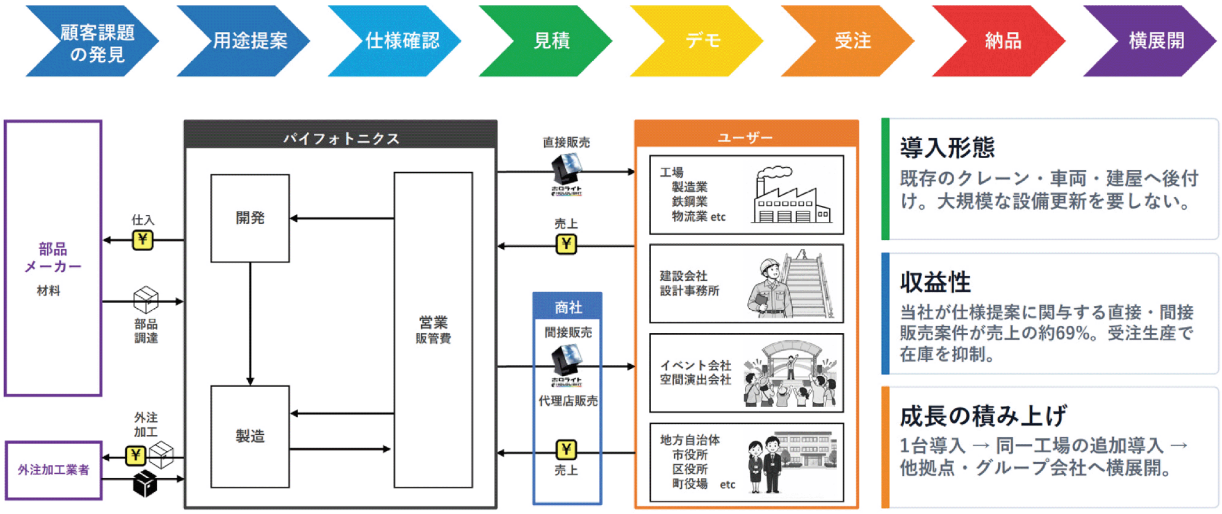
当社は、標準製品の販売を起点として、顧客の使用環境や現場課題を把握し、用途提案、仕様確認、見積、デモンストレーション、受注、製造及び納品までを一貫して行っております。また、顧客ニーズに応じて仕様変更や特注対応を行うことで、既存製品を基盤とした用途展開を進めております。

当社製品は、既存設備に後付けで設置できるものが多く、大規模な設備更新を伴わずに導入できることを特徴としております。初回導入後は、同一工場内での追加導入、顧客の他拠点への展開、グループ会社への横展開等につながる場合があり、既存顧客との継続的な取引関係の構築に取り組んでおります。

販売チャネルについては、顧客への直接販売、商社を通じた間接販売及び販売代理店を通じた販売を行っております。2025年９月期における売上高の販売チャネル別構成比は、直接販売24%、間接販売45%、代理店販売31%であります。

間接販売及び代理店販売においても、当社が顧客ニーズの把握、製品選定、仕様提案、デモンストレーション等に関与する案件が多く、直接販売及び間接販売を合わせた当社が仕様提案に関与する案件は、売上高の約69%を占めております。

当社は、受注生産を基本として完成品在庫を抑制するとともに、販売チャネルの拡大と顧客への直接的な技術提案を組み合わせることで、販売機会の拡大と収益性の確保に取り組んでおります。



（4）競争優位性及び知的財産

当社製品は、線、円、矢印、文字等の光パターンを実空間に形成し、危険区域や必要な情報を視覚的に表示できることを特徴としております。光学設計、光源、電気・機構設計及び熱設計等を組み合わせることで、照射距離、設置環境、表示内容等の顧客ニーズに応じた製品開発及び仕様提案を行っております。

また、当社は、顧客の使用現場における課題を把握し、標準製品を基盤とした仕様変更、特注対応及び共同開発を行うことで、製品ラインアップ及び用途の拡充を進めております。これまでの安全用途等における導入実績、顧客との継続的な関係、光学設計等の技術ノウハウ及び品質管理体制も当社の事業基盤を構成しております。

当社の主要な国内登録特許として、特許第5082103号「直方体照明装置及びホログラム用照明装置」、特許第5394476号「パターン形成用照明装置」、特許第5937793号「道路標示装置及び道路標示装置の設置構造」、特許第5982325号「道路標示装置」を保有しております。

当社は、これらの知的財産権に加え、光学設計等に関する技術ノウハウ、製品開発力、用途開拓の実績及び顧客との関係を蓄積することで、競争力の維持・向上に取り組んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年９月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36 〔6〕	43.3	4.2	4,561

(注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2．平均年間給与は、臨時従業員を除く従業員の給与であり、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）企業理念と方針

当社は、「新しい光の使い方を追求し、顧客と共に価値を創造し、地球の未来を拓きます。」を企業理念としております。当社は、2026年４月に企業理念を改訂し、ミッションを「独自の光応用製品の提供を通じて、産業と暮らしに新しい価値と可能性を提供します。」、ビジョンを「顧客と共に新たな用途と市場を開拓し、グローバルに展開する企業を目指します。」としております。

また、企業活動における行動指針として、「挑戦思考」、「即時行動」、「価値創造」、「未来開拓」、「やらまいか」の５つのバリューを掲げております。

当社は、これらの企業理念、ミッション、ビジョン及びバリューに基づき、独自の光技術を核として顧客と共に新たな用途及び市場を開拓し、持続的な成長と社会への貢献の両立を目指しております。

（注）「やらまいか」とは、遠州地方の方言で「やろうじゃないか」を意味し、挑戦する精神を表す言葉です。

中長期的な経営戦略等

当社は、顧客との継続的なコミュニケーション及び国内外の展示会への出展等を通じて、市場動向及び顧客が抱える課題を把握し、これらを製品の企画・研究開発に反映しております。また、企画・研究開発、光学・機構・電気等の設計、試作、最終製品化及び品質管理等の主要な機能を当社が主体的に担うことにより、顧客ニーズを製品開発へ迅速に反映することに努めております。

当社は、このような「顧客課題の把握、製品開発、価値提供、新たな課題の把握」という循環を継続することが、当社の競争力及び持続的な成長につながるものと考えております。

当社は、国内の安全用途を主要な収益基盤として、「国内市場の深耕」、「海外市場への展開」及び「新製品による市場拡大」の３つを成長戦略の柱としております。国内で蓄積した製品、用途及び販売ノウハウを、新たな顧客、地域、業界及び設置環境へ展開することにより、事業領域の拡大を図ってまいります。

国内市場においては、既存顧客への継続的な提案に加え、同一企業の他拠点への横展開、販売代理店との連携強化、新たな用途の提案等により、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

海外市場においては、限られた経営資源を有効に活用する観点から、新たな国・地域における展示会への出展について、市場動向や販売可能性等を踏まえて検討を進めてまいります。一方、既存の展示会については、引合件数、商談化状況、潜在販売可能額等の成果を検証し、継続出展の要否を判断することで、効果的かつ効率的な市場開拓を進めてまいります。

新製品については、顧客の使用環境や課題を起点として、既存製品の性能・機能の向上、新たな光パターンの開発、可変表示機能、耐環境性能等を備えた製品の開発を継続し、製品の付加価値向上及び新たな市場の創出を図ってまいります。

また、当社は、これらの成長戦略を支える横断的な成長投資として、生成AI、フィジカルAI及びロボットとの連携に関する技術の活用を推進する方針であります。

生成AIについては、研究開発、製品企画、設計・ソフトウェア開発、顧客ニーズ及び使用現場から得られる情報の分析等に活用することで、開発業務の効率化及び新たな用途の創出につなげることを検討しております。

また、センサー、カメラ等から取得した物理空間の情報をAIにより認識・分析し、その結果に応じて光パターン等の表示内容を制御するフィジカルAIについて、当社が有する光パターン形成技術及びセンシング技術との組合せにより、作業環境や機器の稼働状況に応じた動的な注意喚起、情報表示及び作業支援への活用可能性を検証してまいります。

さらに、産業用ロボット、自律搬送ロボットその他の機械設備との連携により、ロボットの動作範囲、移動経路、接近情報及び作業状態等を光によって可視化することで、人とロボットが協働する現場における安全性及び作業効率の向上に資する製品及びシステムの開発を目指してまいります。

これらの取組に当たっては、研究開発人材の確保・育成、ソフトウェア及びデータ活用環境の整備、試作・実証、

安全性評価、知的財産権の取得並びに大学、研究機関、ロボットメーカー、システムインテグレーター等との共同研究・共同開発に必要な経営資源を段階的に配分する方針であります。

（２）経営環境

国内市場においては、製造業、物流業、建設業等における労働安全意識の高まりを背景として、危険区域の可視化、歩車分離、クレーン作業時の注意喚起等に対する需要が存在しております。

当社は、特に長い照射距離が求められるクレーン用途において導入実績を積み重ねており、用途、照射距離及び設置環境に応じた製品の提供並びに技術提案を行っております。一方、海外メーカーによるライン照明等の類似製品も存在しており、今後の新規参入、類似製品の普及及び技術革新等によって競争が激化した場合には、当社製品の販売数量、販売価格及び収益性に影響を及ぼす可能性があります。

国内のクレーン設置数は約13万基（出典：一般社団法人日本クレーン協会「クレーン等設置数」）であるのに対し、当社製品のクレーン用途における累積設置実績は、2025年９月末時点で約4,000台であり、既存設備への追加導入余地は大きいものと認識しております。

また、当社は、国内のクレーン設置数に当社製品の想定販売単価等を乗じることにより、国内クレーン用途の潜在的な市場規模を約400億円と試算しております。なお、当該金額は公的な市場規模統計ではなく、当社独自の前提に基づく試算であり、実際の市場規模又は当社の将来の売上高を示すものではありません。

海外市場については、安全用途を中心として事業展開を進めております。各国において、労働安全に関する法規制、安全に対する意識及び注意喚起照明の認知度には差異があり、市場形成の段階も地域ごとに異なっております。

このため、当社は海外展示会への出展を通じて、各国における顧客ニーズ、市場性、競争環境等を確認するとともに、商社・販売代理店等との関係構築を進め、市場ごとの特性に応じた販売活動を行っております。また、労働災害防止に関する規制強化や安全意識の高まりがみられる国・地域については、安全用途を中心として重点的に市場開拓を進めてまいります。

（３）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①　売上高の拡大

当社は、売上高の持続的な拡大を重要な経営課題と位置付けております。

国内市場においては、安全用途を中心とした既存顧客への深耕営業、同一企業の他拠点への横展開、重点顧客及び販売代理店への提案活動、新たな用途の開拓等により売上高の拡大を図ってまいります。

海外市場においては、過去の展示会等で獲得した引合案件に対する継続的なフォローを強化するとともに、営業部門と外国語対応が可能な技術部門の人員が連携し、技術的な問い合わせや製品提案に対応できる体制の強化を進めております。海外展示会については、鉄鋼業界を主要な対象業界の一つとし、自動車業界等についても重点的に市場開拓を進めております。

当社は、2022年の米国展示会への単独出展を契機として、海外展示会における認知獲得から、商社、販売代理店及び最終顧客への商談につなげる販売活動を進めてまいりました。その結果、海外売上高は2022年９月期の7,795千円から2025年９月期には61,347千円へ増加しております。また、2025年９月期には海外展示会14件に出展いたしました。今後も出展効果を検証しながら、市場性の高い国・地域及び業界への経営資源の配分を進めてまいります。

②　コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、持続的な成長及び企業価値向上を実現するため、経営の透明性、健全性及び効率性を確保することが重要であると認識しており、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役会の監督機能の強化、社外取締役の活用並びに監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の適切な運用を通じて、経営判断の客観性及び独立性の確保に努めております。

また、管理部門及び経営企画部門の体制強化、各種社内規程及び業務プロセスの整備、内部監査の充実等を通じて、内部統制、法令遵守及びリスク管理体制の強化を進めております。

さらに、上場会社として求められる適時かつ適切な情報開示を行うため、社内における情報収集、確認及び報告体制を整備し、ステークホルダーからの信頼を確保できる経営管理体制の構築を進めてまいります。

③　生産管理・品質管理体制の強化

当社は、事業規模の拡大に伴い、高品質な製品を安定的に供給できる生産管理及び品質管理体制を構築することが重要な経営課題であると認識しております。

当社では、光源、光学部品、電子部品、筐体部品等を外部から調達するとともに、板金、塗装、機械加工等の一部工程を協力会社へ委託しております。このため、仕入先及び協力会社との連携を通じて、品質、納期及び供給状況等を継続的に確認し、安定した調達及び生産体制の構築に努めております。

また、管理職経験者の採用及び社内人材の育成等を通じて、品質管理及び製品開発に係る管理体制の強化を進めるとともに、製造工程の標準化、作業手順及びマニュアルの整備を進めております。

さらに、製品の不具合等が発生した場合には、原因の究明、是正措置及び再発防止策を実施し、その内容を製品開発及び製造工程へ反映することで、継続的な品質向上に取り組んでまいります。

④　財務体質の強化

当社は、金融機関からの借入金を有しておりますが、本書提出日現在において必要な手元流動性を確保しており、対処すべき重要な財務上の課題はないものと認識しております。一方、今後の事業規模の拡大に備え、営業キャッシュ・フローの安定的な確保及び内部留保の充実等を通じて、引き続き財務基盤の強化を進めてまいります。

また、当社は新規上場を成長戦略の実行手段の一つと位置付けております。上場を通じた社会的信用力及び知名度の向上により、顧客、販売先、仕入先、金融機関等との取引機会の拡大及び人材の採用・定着につなげるとともに、将来の設備投資、研究開発、人材投資及びM&A等に必要となる資金調達手段の多様化を図ってまいります。

（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「売上高成長率」及び「売上高営業利益率」を重視しております。

2025年９月期の売上高は471,108千円となり、前年同期比131.0%（売上高成長率31.0%）となりました。

売上高成長率は、当社製品に対する市場需要の拡大及び事業規模の成長状況を把握するための重要な指標と位置付けております。また、売上高営業利益率については、当社の事業の収益性及び効率性を示し、安定的な経営基盤の構築状況を判断するための重要な指標と位置付けております。2025年９月期の営業利益は164,872千円、売上高営業利益率は35.0%となりました。

さらに、当社は、売上高を構成する営業上の指標として、「引合件数」、「納品ＣＶＲ」及び「平均納品単価」を月次で管理しております。

引合件数は、展示会、ウェブサイト、紹介等を通じた問い合わせのうち、顧客の要求仕様の確認に進んだ案件数、納品ＣＶＲは納品件数を引合件数で除した割合、平均納品単価は納品売上高を納品件数で除した金額としております。

2025年９月期における平均納品単価は523千円、納品ＣＶＲは61.1%となっております。

当社は、これらの指標の推移を継続的にモニタリングし、事業計画の進捗管理、営業活動及び経営施策の見直しに活用することで、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）ガバナンス

当社は、「新しい光の使い方を追求し、顧客と共に価値を創造し、地球の未来を拓きます。」という企業理念のもと、事業活動を通じた社会課題の解決と持続的な企業価値の向上を重要な経営課題と位置付けております。当社は、サステナビリティに関する取組について、「安全な作業環境の実現及び地域社会との共創」、「省エネルギー及び環境負荷の低減」、「人材育成・多様性及びガバナンスの強化」を重要なテーマとして認識しております。

これらの取組については、代表取締役及び各部門責任者が事業活動を通じて関連する課題を把握するとともに、リスク管理及びコンプライアンスに関する事項については、リスク・コンプライアンス委員会において協議し、対応策の検討及び情報共有を行っております。

また、重要な事項については、その内容及び重要性に応じて経営会議又は取締役会に報告・付議しております。取締役会は、報告・付議された事項について、当社事業への影響、対応方針及び実施状況を審議し、必要に応じて対応内容の見直しや追加措置を求めております。

各担当部門は、取締役会における審議結果及び指示を踏まえて対応を実施し、担当取締役等を通じて実施状況及び結果を報告しております。取締役会は、これらの報告を受けて対応の進捗及び残された課題を確認し、必要な改善を求めることにより、継続的に監督しております。

これらの検討及び審議結果は、人材の確保・育成、製品開発、情報セキュリティ及び事業継続体制の整備等に関する施策に反映するとともに、必要に応じて経営戦略、事業計画、予算及び人員配置等の見直しにつなげております。



（2）戦略

当社は、独自の光学技術を活用した光パターン形成照明装置の開発・製造・販売を通じて、社会的・環境的課題の解決に貢献するとともに、その取組を当社の持続的な成長につなげることを基本的な考え方としております。

① 社会価値の創出

当社の主力製品である「ホロライト・シリーズ」は、工場、物流施設、建設現場等において、危険区域、立入禁止区域、クレーンの吊荷周辺、産業車両の進行方向及び旋回範囲等を光によって可視化する用途に利用されております。当社は、これらの製品を提供することにより、作業者への注意喚起や安全対策を支援し、産業現場における安全な作業環境の実現に貢献することを目指しております。また、大学、行政機関、地域企業等との連携を通じて、研究開発、人材育成及び地域産業の活性化等にも取り組んでおります。

② 環境負荷の低減

当社は、ＬＥＤ等の高効率な光源を活用した製品開発を行っており、製品の性能向上とともに、省エネルギー化及び長寿命化に取り組んでおります。また、製品の設計、部品調達及び製造の各段階において、品質、耐久性及び部品調達等を考慮しながら、製品の長期使用及び環境負荷の低減につながる製品開発に努めております。さらに、

仕入先及び協力会社との取引においても、品質及び安定供給等に加え、環境への配慮を意識した調達に努めてまいります。

③ 人的資本に関する戦略

当社は、持続的な成長を実現するためには、多様な専門性及び経験を有する人材の確保・育成と、従業員がその能力を十分に発揮できる職場環境の整備が重要であると認識しております。

人材育成方針として、社員一人ひとりが自ら考え行動し、それぞれの職務に必要な専門性を高めることを重視しております。この方針に基づき、職場におけるOJTを中心として、外部セミナー、オンライン研修等の活用を進め、知識及び専門性の向上に取り組んでおります。

また、社内環境整備方針として、個々の人格及び人権を尊重し、性別、国籍、年齢等にかかわらず、多様な人材が能力を発揮できる職場環境の整備に取り組んでおります。

具体的には、育児休業の取得促進、ワーク・ライフ・バランスに配慮した制度の整備、外国籍人材の採用・活躍支援、高齢者の就業機会の確保、有給休暇取得の促進及び年間休日数の拡充等を進めております。

当社は、これらの取組を通じて、多様な人材が継続的に成長し、当社の事業成長及び企業価値向上に貢献できる組織基盤の構築を進めてまいります。

（3）リスク管理

当社は、サステナビリティに関連するリスク及び機会を、事業活動全般に関するリスク管理及び事業機会の検討の一環として把握・評価しております。

代表取締役及び各部門責任者は、日常の事業活動、顧客との対話、法令・市場動向等を通じて、人材の確保・育成、製品の品質、情報セキュリティ、事業継続及び環境負荷等に関するリスクを把握しております。また、安全対策や環境負荷低減に関する顧客ニーズ等を、製品開発及び用途・市場の拡大につながる機会として把握し、関係部門において検討しております。

把握したリスク及び機会については、事業継続、業績及び中長期的な企業価値への影響等を踏まえて重要性を評価しております。このうち、リスク管理及びコンプライアンスに関する事項については、リスク・コンプライアンス委員会において、関係部門による対応策の検討及び情報共有を行っております。事業機会に関する事項については、関係部門において、顧客ニーズ、当社の技術・製品との適合性等を踏まえて対応を検討しております。

重要な事項については、その内容及び重要性に応じて経営会議又は取締役会に報告・付議し、対応方針を審議しております。各担当部門は、決定された方針に基づき対応を実施するとともに、その実施状況及び結果を報告し、必要に応じて対応内容を見直しております。これらの過程を通じて、リスクの発生防止及び影響の低減並びに事業機会の具体化に取り組んでおります。

（4）指標及び目標

当社は、人的資本に関する方針の実効性及び多様な人材が活躍できる組織環境の整備状況を把握するため、以下の指標を設定しております。これらの指標の推移を継続的に確認し、人材の採用、育成及び職場環境の整備に関する施策の見直しに活用してまいります。

指標	実績	目標
外国籍従業員比率	19.4% （2026年９月30日現在）	15.0%以上を維持 （2030年９月期）
女性従業員比率	16.7% （2026年９月30日現在）	25.0% （2030年９月期）
育児休業取得率	100.0% （2025年10月１日～2026年９月30日）	100.0%を維持

（注）外国籍従業員比率及び女性従業員比率は、2026年９月30日現在の従業員数を基礎として算定しております。
育児休業取得率は、当該期間における育児休業取得対象者に対する取得者の割合であります。

3 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況、事業展開その他に関して、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるリスク要因の主な事項を下記に記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスク要因とは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、リスク管理体制の整備状況については、「第４ 提出会社の状況　４ コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照ください。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、当社は、以下の記載事項以外にも様々なリスクを伴っており、下記に記載したものは、当社株式への投資に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）事業環境に関わるリスクについて

①　経済情勢の変化について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、日本及び北米・アジア等に製品を供給しております。当社の製品需要は、日本のみならず販売地域の経済情勢の変化に大きく影響を受けます。このような経済情勢の変化が、当社の想定を超えた場合、当社の経営成績及び財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社では販売地域や顧客業種の分散化を進めるとともに、為替動向や各国の経済・政策変化を継続的にモニタリングし、価格戦略や投資計画を適宜見直す体制を整えております。また、在庫やコストの管理を適正化することで、外部環境の急激な変動に対しても柔軟に対応できるよう運営体制の強化を図っております。

②　為替変動について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、2025年９月期における海外売上高比率が売上高全体の13.0％となっており、今後も海外売上の拡大を図る方針であります。現在、輸出取引は主として米ドル建てで行っているため、為替変動リスクを負っております。急激な円高が生じた場合又は円高傾向が長期化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社では為替相場の動向を継続的に確認するとともに、必要に応じて価格設定や契約条件の見直しを検討しております。現時点では為替予約等による為替ヘッジ取引は行っておりませんが、今後、海外売上高及び外貨建て売掛金残高の増加等により為替変動が当社業績に与える影響の重要性が高まった場合には、為替予約等のヘッジ手段の導入を検討してまいります。

③　地震等自然災害について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の本社・工場は静岡県浜松市の１拠点となっており、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、製造設備、研究開発施設及び情報システムの停止により、生産能力に重大な影響を与え、売上の減少や施設の修復等にともなう多額の費用が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社ではリモートワーク環境の整備やデータのバックアップ体制の整備等、リスクの低減に努めております。

（２）事業内容に関わるリスクについて

①　特定の製品への依存について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の売上高の大部分は、独自の光パターン形成技術を利用した「ホロライト・シリーズ」に関連する製品及びサービスによるものであり、当社の業績は同シリーズの販売動向に大きく影響を受けます。

このため、ホロライト・シリーズに対する市場需要の低下、競合製品の参入、技術革新による既存製品の陳腐化、

重大な製品不具合その他の事象が発生し、同シリーズの販売数量又は販売価格が大きく低下した場合には、当社の売上高及び収益性が低下し、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社ではホロライト・シリーズの性能向上及びラインアップ拡充を継続するとともに、新たな用途及び市場の開拓、新製品の研究開発等を進めております。また、特定用途又は特定製品への依存を低減するため、光パターン形成技術を活用した製品及びサービスの多様化を推進しております。

② 特定の業界への依存について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は業界を19業種に分類して営業分析を行っておりますが、2025年９月期における主な販売先は、自動車業界及び鉄鋼業界となっております。2025年９月期において、自動車業界が売上全体の33.5%、鉄鋼業界が24.1%を占めており、両業界で全体の57.6%を占める状況にあります。このため、当該業界における景気動向、設備投資の抑制、技術動向の変化、規制環境の変動等が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社としては、特定業界への依存度の高さが事業リスクとなることを認識しており、将来的には依存度の低い業界における販売拡大を図ることで、顧客ポートフォリオの分散を進める方針です。具体的には、新規市場の開拓、既存製品の多用途化提案、異業種へのアプローチ強化、展示会・マーケティング活動の積極的展開等により、売上構成の多様化を推進しております。

これらの取り組みにより、特定業界に売上が集中することに伴う業績変動リスクの軽減に努めてまいります。

③ 新規参入・技術革新について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業を展開する産業用照明及び安全機器市場においては、国内外に競合事業者が存在するとともに、一部の用途では海外メーカーによる低価格帯の類似製品も確認されております。今後、当社製品と同等又は類似する機能を有する製品の参入が増加した場合には、価格競争が激化する可能性があります。

また、技術革新が急速に進む中で、当社が保有する技術が陳腐化した場合には、市場シェアの低下や価格競争の激化により、当社の利益率が圧迫されるリスクが存在します。さらに、当社が主力とする市場の規模が拡大した場合には、大手企業による本格参入を招く可能性があり、その場合には当社の競争優位性が相対的に低下し、事業活動に影響を与える可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社では迅速な新製品の開発体制を軸に製品差別化を図るとともに、既存製品の性能向上、新技術の研究開発、顧客ニーズの早期把握に取り組んでおります。また、必要な知的財産権の取得及び保護に努めるとともに、競合他社との差別化を維持するとともに、海外製品を含む市場動向の継続的な調査・分析を行うことで、競争環境の変化への対応力向上に努めております。

④ 製品の品質及び製造物責任について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の主力製品である「ホロライト・シリーズ」は、製造現場や建設現場において、クレーンの吊荷周囲やフォークリフトの進路等の危険区域を光によって可視化し、作業者への注意喚起や安全対策を支援する目的で使用されております。このため、当社製品には振動、粉塵、高温等の環境下においても安定して稼働する信頼性及び耐久性が求められます。当社では製品の設計、製造及び出荷における品質管理を実施しておりますが、すべての製品について不具合又は故障の発生を完全に排除することはできません。

また、当社は製造工程の一部について外部事業者を利用しており、外注先における品質不良、納期遅延、供給停止その他の問題が発生した場合には、当社製品の品質、納期及び販売活動に影響を及ぼす可能性があります。万が一、当社製品の不具合又は故障等が原因となり、若しくは当社製品が期待される機能を果たせなかったことにより人的被害又は物的損害が発生した場合には、製造物責任等に基づく損害賠償請求を受ける可能性があります。

当社は、国内を補償地域とする生産物賠償責任保険に加入しておりますが、保険の補償地域、補償対象及び支払限度額には一定の制約があります。賠償額が保険の補償限度額を超過する可能性があるほか、製品回収、無償修理等の対応により多額の費用が発生する可能性があります。また、当社製品に対する社会的信用が損なわれた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対処するため、当社では品

質管理体制の継続的な強化、設計段階からのリスクアセスメント、主要部品の選定基準の管理、各種試験の実施等を通じて製品信頼性の向上に努めております。また、外注先については、品質、納期及び供給状況等を継続的に確認しております。さらに、製造及び出荷履歴の管理を行うとともに、PL保険の内容についても必要に応じて見直しを行っております。

⑤　原材料及び部品の調達について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社製品の製造には、高輝度ＬＥＤ光源、光源部品、電子回路基板、機構部品等の多様な部材が必要であり、これらは外部サプライヤーから調達しております。当社は主要部材について複数購買や適正在庫の確保に努めておりますが、一部の重要部材については、特定サプライヤーへの依存度が相対的に高い状況にあります。

自然災害、事故、サプライヤーの経営破綻、物流の停滞、あるいは世界的な半導体需給の逼迫等により、部材の調達が困難となった場合、生産計画に遅延が生じ、納期遅延や売上機会の喪失につながる可能性があります。また、原油価格・金属相場の高騰や為替変動（円安の進行等）により部材コストが上昇した場合、当社がこれらのコスト増を十分に製品価格へ転嫁できなければ、利益率の低下を招き、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社では主要部材の複数サプライヤー化の推進、在庫水準の最適化、代替部材の技術検証の継続、仕入契約の長期化・価格交渉による調達安定性の確保に取り組んでおります。また、為替変動リスクに対しては必要に応じて価格改定を実施するとともに、部材仕様の標準化によるコスト抑制や生産効率の改善を進めることで、調達リスク及び原価上昇リスクの低減を図っております。

⑥　研究開発について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、光パターン形成技術を基盤として、新製品の開発及び既存製品の新たな用途開拓を継続しており、研究開発活動は当社の競争力の維持・向上及び将来の成長に重要な要素であると認識しております。一方で、研究開発活動においては、技術的な課題の発生、開発計画の遅延その他の要因により、研究開発が計画どおりに進捗せず、製品化に至らない可能性があります。また、開発した製品についても、顧客ニーズや市場環境の変化等により、想定した性能、品質、価格等の水準を満たさない場合や、想定した需要が得られない場合には、売上につながらない可能性があります。これらの場合、研究開発費用が先行して発生することや、開発投資を回収できないこと等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社では、顧客ニーズや市場動向を踏まえた研究開発テーマの選定及び進捗管理を行うとともに、開発段階における技術検証及び顧客からのフィードバック等を通じて、製品化に向けた研究開発活動の効率化及び精度向上に努めております。

（３）事業運営体制に関わるリスクについて

①　代表者依存度について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

本書提出日現在、当社代表取締役である池田貴裕は、本人及び資産管理会社を通じて当社の議決権の過半数を保有しており、経営方針や事業戦略の策定において重要な役割を担っております。当社は事業拡大に伴い、次世代リーダーの育成等を通じて代表者に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、現時点において、何らかの理由により代表者が退任する事態が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、代表者は支配株主として大きな影響力を有していることから、経営方針や重要事項の決定において、その意向が優先され、少数株主の意見が反映されにくくなるリスクが存在します。

これらのリスクに対処するため、当社では、取締役会及び監査等委員会による監督・監査を通じて、経営の客観性及び透明性を確保するとともに、代表取締役に対する牽制・監督機能の確保に努めております。取締役会は経営執行の承認・監督を行い、監査等委員会は会計及び業務執行の適法性・妥当性を監査することで、株主利益の保護とガバナンスの透明性確保に努めております。

② 人材について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の製品開発においては、光技術に関する専門的知識を有する技術者が不可欠であり、製造においても、はんだ付けや加工機械の操作等一定の技術が求められます。製造技術については、入社後の社内経験を通じて習得が可能であるものの、光技術に関しては専門的な基礎知識や実務経験が必要となるため、該当分野の専門学校や高等教育機関の卒業者等の採用が計画どおりに進まない可能性があります。

また、新製品開発において従来と異なる手法や新技術を導入する場合には、当該技術に関する資格や経験を有する人材が不足する可能性があり、その際には社内教育に係るコストの増加が見込まれます。

加えて、当社は事業拡大に伴い人員計画を策定しておりますが、優秀な人材の確保が計画どおりに進まない場合や、従業員の離職が生じた場合には、事業成長や業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。当社では、通年で計画的に、経験者や新卒者の採用を国籍に関係なく行うことにより、これらのリスクの軽減に努めております。

さらに、当社は従業員の生活水準維持及び職務意欲の向上を目的に、定期的な昇給や賃金水準の見直しを基本方針としておりますが、労働市場における競争環境や人材需要の高まりにより、優秀な人材を確保・維持するために想定以上の昇給や処遇改善が必要となる可能性があります。その場合、人件費の増加により当社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対処するため、当社では技術者育成のための社内研修制度・OJTの拡充、専門知識の標準化・マニュアル整備による属人性の低減、多様な人材が活躍できる職場環境の整備、ならびに離職防止を目的とした働きやすい労働条件・評価制度の改善等を継続的に実施することで、人材確保及び定着の向上に努めております。

③ 内部管理体制について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、業務効率の向上及び情報管理の適正化を目的として既存の業務システムの改善を進めておりますが、現時点においても業務プロセスにはマニュアル処理や手作業が残っております。そのため、入力誤りやデータ不整合が発生する可能性があり、これらが生じた場合には業務の遅延や情報精度の低下を招き、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は少人数組織であることから、特定業務が特定の担当者に集中しやすく、業務の属人化や相互牽制の不足が生じる可能性があります。このような場合、担当者の不在による業務停滞や誤謬・不正の発見遅延が発生するおそれがあり、内部統制の面でも一定のリスクを抱えております。

これらのリスクに対処するため、当社では業務システムの改善と自動化を進めることで手作業に起因するミスの削減を図るとともに、業務手順書の整備や職務分掌・承認プロセスの明確化を通じて業務の標準化と相互牽制の強化に取り組んでおります。また、複数名による業務習熟を進めることで特定担当者への依存を抑制し、業務継続性の向上を図っております。さらに、定期的な内部チェックや情報管理体制の強化を行うことで、統制の維持とリスク発生時の影響最小化に努めております。

（4）法務・コンプライアンスに関わるリスクについて

① 法的規制及び海外事業展開について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業活動は、国内外における各種法令、規制、製品安全基準、輸出入規制及び認証制度等の適用を受けております。また、当社は日本のみならず北米・アジア等の海外市場へ製品を供給しているため、各国・地域における法令、規制、貿易政策、技術基準及び認証制度等の影響を受けます。国内外においてこれらの法令、規制又は認証制度等の制定・改廃若しくは運用変更が行われた場合には、当社製品の仕様変更、追加的な試験・認証取得、販売方法の変更等が必要となり、製品の開発、製造又は販売の遅延、追加コストの発生、販売機会の損失等が生じる可能性があります。また、海外市場における景気後退、貿易摩擦、地政学的緊張、物流網の混乱その他の事象が発生した場合には、当社の海外事業活動に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対処するため、当社では国内外の法令及び主要輸出国の規制・認証制度等に関する情報を継続的に収集するとともに、必要な認証の適時取得、輸出管理体制の整備及び現地代理店・パートナー企業との連携強化に努めております。また、販売地域の分散を図ることで、特定の国又は地域に係るリスクの低減に努めております。

② 知的財産について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、事業運営に係る知的財産権を適切に確保するとともに、必要に応じて第三者の知的財産権に関する調査や外部専門家への確認を行い、第三者の知的財産権を侵害しないよう努めております。

しかしながら、当社が認識していない第三者の知的財産権が成立している場合や、当社製品又は技術について第三者から知的財産権侵害の主張を受けた場合には、製品の製造・販売の差止め、設計変更、ライセンス料又は損害賠償金の支払い等が生じ、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、第三者によって当社の知的財産権が侵害された場合には、当社製品の競争力が低下する可能性があります。

これらのリスクに対処するため、第三者による当社権利の侵害については技術部を所管部署とし、事実関係を調査した上で、必要に応じて弁理士、弁護士等の外部専門家と連携して権利保護措置を講じる体制としております。また、当社による第三者の知的財産権の侵害についても、必要に応じて調査及び外部専門家への確認を行い、設計変更、許諾取得その他必要な対応を行う方針としております。

③ 情報セキュリティリスクについて

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、技術情報等の重要な機密情報や顧客その他関係者の個人情報を保有しております。不測の事態により情報システムの毀損、停止又は一時的な混乱が生じた場合、若しくは機密情報を含む内部情報が漏洩した場合には、当社の企業価値の毀損、社会的信用の失墜、顧客その他関係者への補償等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社はこれら情報の外部への流出を防止し、不正なアクセスによるシステムの毀損を防ぐため、社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化、機密データの保管場所やアクセス権限の厳格化等、さまざまな対策を講じております。

④ 訴訟等について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業活動においては、知的財産権に限らず、製造物責任、取引先との契約関係、労務その他の事項に起因して、訴訟、紛争等が発生する可能性があります。訴訟、紛争等が発生した場合には、これらへの対応に伴う弁護士費用その他の費用の発生、損害賠償等の金銭的負担、事業活動への影響や信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社では、契約書その他の関連文書の適切な管理、社内規程に基づく業務運営及び法令遵守の徹底等により、訴訟、紛争等の発生防止に努めております。また、訴訟、紛争等が発生した場合には、必要に応じて外部専門家と連携し、適切な対応を行う体制を整備しております。なお、知的財産権に関するリスクについては、「知的財産について」において別途記載しております。本書提出日現在、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす訴訟はありません。

（5）その他のリスク

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：新株予約権の行使期間中、影響度：中）

当社は、当社の役職員等に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合には、当社普通株式が交付されることにより、既存株主が保有する１株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。また、将来における新株予約権の行使による株式数の増加が、株式市場における需給関係に影響を与える可能性があります。本書提出日現在における未行使の新株予約権の目的となる株式数は187,000株であり、発行済株式総数2,810,000株に対して6.7%に相当します。当社は、新株予約権制度について、役職員の企業価値向上への意欲及び株主との利害共有を促進するための制度と位置付けておりますが、新株予約権の発行及び行使の状況については、株主及び投資家に対して適切な情報開示を行ってまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の状況

第19期事業年度（自　2024年10月1日　至　2025年9月30日）

（資産）

流動資産は前事業年度末に比べ146,810千円増加し、644,906千円となりました。主な増減は、現金及び預金の増加121,187千円、原材料及び貯蔵品の増加8,154千円、仕掛品の増加3,946千円であります。固定資産は前事業年度末に比べ2,109千円減少し、67,805千円となりました。主な増減は、減価償却に伴う建物の減少3,783千円、工具、器具及び備品の減少1,124千円、繰延税金資産の増加2,418千円であります。この結果、当事業年度末の総資産は前事業年度末に比べ144,701千円増加し、712,712千円となっております。

（負債）

流動負債は前事業年度末に比べ32,570千円増加し、97,829千円となりました。主な増減は、未払法人税等の増加16,478千円、未払消費税等の増加4,591千円であります。

固定負債は前事業年度末に比べ8,064千円減少し、9,897千円となりました。主な増減は、長期借入金の減少8,064千円であります。この結果、当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ24,506千円増加し、107,726千円となっております。

（純資産）

純資産は前事業年度末に比べ120,195千円増加し、604,986千円となりました。主な増減は、繰越利益剰余金の増加108,800千円であります。

第20期中間会計期間（自　2025年10月1日　至　2026年３月31日）

流動資産は前事業年度末に比べ78,886千円増加し、723,792千円となりました。主な増減は、現金及び預金の増加91,014千円、原材料及び貯蔵品の増加2,475千円、売掛金の減少7,368千円であります。

固定資産は前事業年度末に比べ1,285千円増加し、69,091千円となりました。主な増減は、繰延税金資産の増加4,082千円、減価償却に伴う建物の減少1,891千円であります。

この結果、当中間会計期間末の総資産は前事業年度末に比べ80,171千円増加し、792,883千円となっております。

流動負債は前事業年度末に比べ13,112千円増加し、110,941千円となりました。主な増減は、賞与引当金の増加8,450千円、未払法人税等の増加7,426千円、前受リース料の減少2,193千円であります。

固定負債は前事業年度末に比べ4,032千円減少し、5,865千円となりました。主な増減は、長期借入金の減少4,032千円であります。

この結果、当中間会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ9,080千円増加し、116,806千円となっております。

純資産は前事業年度末に比べ71,090千円増加し、676,076千円となりました。主な増減は、利益剰余金の増加71,090千円であります。

第20期第３四半期累計期間（自　2025年10月1日　至　2026年６月30日）

流動資産は前事業年度末に比べ100,254千円増加し、745,161千円となりました。主な増減は、現金及び預金の増加95,740千円、売掛金の増加4,037千円、原材料及び貯蔵品の増加2,487千円であります。

固定資産は前事業年度末に比べ1,359千円増加し、69,165千円となりました。主な増減は、繰延税金資産の増加4,920千円、減価償却に伴う建物の減少2,837千円であります。

この結果、当第３四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ101,614千円増加し、814,326千円となっ

ております。

流動負債は前事業年度末に比べ9,796千円増加し、107,625千円となりました。主な増減は、賞与引当金の増加13,100千円、未払法人税等の減少2,088千円、未払消費税の減少1,800千円であります。

固定負債は前事業年度末に比べ6,048千円減少し、3,849千円となりました。主な増減は、長期借入金の減少6,048千円であります。

この結果、当第３四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ3,748千円増加し、111,474千円となっております。

純資産は前事業年度末に比べ97,865千円増加し、702,852千円となりました。主な増減は、利益剰余金の増加97,865千円であります。

b. 経営成績の状況

第19期事業年度（自　2024年10月1日　至　2025年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いた一方で、物価上昇の継続や中東情勢を巡る地政学的リスク、為替相場の変動等を背景に、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況におきまして、当社は主力である安全分野を軸に、分野ごとの強化施策や新製品の投入、国内外の展示会出展等を通じた販路拡大に努めてまいりました。７月には、天井クレーンの吊荷の高さや大きさに応じて光パターンを選択でき、状況に応じた退避距離の明示や作業者への注意喚起に役立つ、点円環切替型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・ドットリング・スイッチ」の販売を開始しました。また、海外販路拡大に向けた取り組みとして、アメリカやメキシコといった従来からの出展国に加え、タイ、チェコ、トルコなど新たな地域における展示会へも出展し、積極的に海外展示会への参加を行いました。これらの取り組みにより、海外市場における当社ブランドの認知度向上につながるとともに、今後の海外展開の弾みになるものと考えております。

今後も当社は、名古屋証券取引所への上場を見据え、経営基盤の強化、内部管理体制の整備、人材育成と採用活動の充実を図りながら、持続可能な成長に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

この結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は471,108千円（前年同期比31.0％増）となりました。また、利益面につきましては、営業利益は164,872千円（前年同期比52.7％増）となり、経常利益は169,923千円（前年同期比59.3％増）、当期純利益は124,145千円（前年同期比56.1％増）となりました。

第20期中間会計期間（自　2025年10月1日　至　2026年３月31日）

当中間会計期間における我が国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、中東情勢の影響など地政学リスクの高まりを背景とした原油価格の上昇等により、エネルギー価格及び原材料コストへの影響が懸念されるなど、事業環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、独自の光パターン形成技術を基盤とした「ホロライト・シリーズ」の製品開発及び用途開拓を推進してまいりました。主力分野である産業安全用途においては、クレーン向け安全表示用途を中心に既存顧客への深耕を図るとともに、歩車分離、検査、演出、建築用途等への展開を進め、顧客課題に応じた光ソリューションの提供に取り組んでまいりました。

また、海外展示会への出展や海外ビジネスパートナーとの関係強化を通じて、海外市場での販売拡大にも注力いたしました。これらの取り組みにより、売上高及び利益の確保に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高は306,839千円となりました。また、利益面につきましては、営業利益は130,086千円となり、経常利益は130,721千円、中間純利益は93,570千円となりました。

第20期第３四半期累計期間（自　2025年10月1日　至　2026年６月30日）

当第３四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、中東情勢をはじめとする地政学的リスクや為替相場の変動、原材料・エネルギー価格の高止まりなどの影響が懸念され、事業環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、独自の光パターン形成技術を基盤とした「ホロライト・シリーズ」の製品開発及び用途開拓を推進してまいりました。主力である産業安全用途においては、クレーン向け安全表示用途を中

心に既存顧客への深耕を図るとともに、歩車分離、検査、演出、建築用途等への展開を推進し、顧客課題に応じた光ソリューションの提供に取り組んでまいりました。

また、海外展示会への出展や海外ビジネスパートナーとの連携強化により海外市場での販売拡大に注力するとともに、2026年１月に発売した新製品「ホロライト・プロジェクター」を国内展示会へ積極的に出展し、顧客ニーズや市場の要望を収集しながら製品の改良・用途開拓を進めてまいりました。これらの取り組みにより、国内売上の回復と海外市場の拡大を進め、売上高及び利益の確保に努めてまいりました。

この結果、当第３四半期累計期間の業績につきましては、売上高は427,651千円となりました。また、利益面につきましては、営業利益は172,365千円となり、経常利益は171,242千円、四半期純利益は120,345千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度（自　2024年10月1日　至　2025年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、552,952千円（前年同期は121,187千円の増加）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により資金は、145,920千円の増加（前年同期は80,309千円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益169,923千円、売上債権の増加額7,825千円、棚卸資産の増加額13,429千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により資金は、4,318千円の減少（前年同期は2,358千円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,318千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により資金は、20,414千円の減少（前年同期は24,784千円の減少）となりました。これは主に、配当金の支払額13,950千円によるものであります。

第20期中間会計期間（自　2025年10月1日　至　2026年３月31日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、643,967千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、121,519千円となりました。これは主として、税引前中間純利益130,721千円、売上債権の減少額6,592千円、棚卸資産の減少額1,625千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、283千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出283千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、30,222千円となりました。これは主に、配当金の支払額22,480千円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであります。

ａ．生産実績

第19期事業年度、第20期中間会計期間及び第20期第３四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第19期事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）		第20期中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）	第20期第３四半期累計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年６月30日）
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)
光学機械器具製造事業	104,456	117.3	63,392	89,340
合計	104,456	117.3	63,392	89,340

（注）１．金額は、当期製品製造原価によっております。

ｂ．受注実績

第19期事業年度、第20期中間会計期間及び第20期第３四半期累計期間における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第19期事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）		第20期中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）	第20期第３四半期累計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年６月30日）
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)
光学機械器具製造事業	528,090	145.0	245,564	384,605
合計	528,090	145.0	245,564	384,605

ｃ．　販売実績

第19期事業年度、第20期中間会計期間及び第20期第３四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第19期事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）		第20期中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）	第20期第３四半期累計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年６月30日）
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)
光学機械器具製造事業	471,108	131.0	306,839	427,651
合計	471,108	131.0	306,839	427,651

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択及び適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績、将来の事業計画その他合理的と考えられる前提に基づき判断しておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産について減損の兆候が認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フロー等に基づき、減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。

将来の事業計画、市場環境その他の前提条件が変化し、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、将来の事業計画に基づく課税所得の見積り等を踏まえ、将来減算一時差異について回収可能性が認められる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の業績又は課税所得が当初の見積りを下回った場合には、繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴い、税金費用が増加する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第19期事業年度(自　2024年10月１日　至　2025年９月30日)

当事業年度の売上高は471,108千円となり、前年同期に比べ31.0%増加しました。主な増収要因は、当社の主要な収益基盤である安全分野においてクレーン用途を中心とした販売が堅調に推移したことに加え、海外市場における販売が大きく伸長したことであります。

利益面では、営業利益は164,872千円(前年同期比52.7%増)、経常利益は169,923千円(同59.3%増)、当期純利益は124,145千円(同56.1%増)となり、それぞれ前事業年度を上回りました。売上高の増加に伴う売上総利益の増加が、人件費その他の販売費及び一般管理費の増加を上回ったことが、利益の拡大につながったものと認識しております。

当社は、顧客ニーズに応じた製品開発及び用途開拓を進めるとともに、生産効率の改善及び事業規模の拡大に取り組んでおります。売上高の拡大に対して費用の増加を一定範囲に抑えられたことにより、売上高営業利益率も改善しており、2025年９月期の売上高営業利益率は35.0%となりました。

一方、現状の収益性を維持しつつ持続的な成長を実現するためには、国内市場における既存顧客への深耕、海外市場の開拓及び新製品・新用途の開発を継続するとともに、これらの成長を支える研究開発、人材、生産及び管理体制への投資が必要であると認識しております。

第20期中間会計期間(自　2025年10月１日　至　2026年３月31日)

当中間会計期間の売上高は306,839千円となりました。

用途別では、安全分野241,932千円、演出分野12,691千円、実験分野52,215千円となり、安全分野が引き続き当社の主要な収益基盤となりました。

安全分野では、クレーン向け安全表示用途が堅調に推移したことに加え、海外市場における新設工場向けのクレーン用途を中心とした大型案件が売上高に寄与しました。また、検査用途における既存顧客からの継続注文及び鳥害対策用途における自治体等からの受注も売上高に寄与しました。

利益面では、売上総利益241,425千円、販売費及び一般管理費111,339千円となった結果、営業利益は130,086千円となりました。また、助成金収入等の営業外収益を計上する一方、上場関連費用等の営業外費用を計上した結果、経常利益は130,721千円、中間純利益は93,570千円となりました。

当社としては、安全分野における販売拡大を継続するとともに、収益性を維持しながら、海外市場開拓、新製品開発、人材採用及び経営管理体制の強化等への投資を進めることが、中長期的な成長に重要であると認識しております。

第20期第３四半期累計期間(自　2025年10月１日　至　2026年６月30日)

当第３四半期累計期間の売上高は427,651千円となりました。

用途別では、安全分野343,240千円、演出分野15,337千円、実験分野69,072千円となり、安全分野が引き続き売上高の中心となりました。

安全分野では、クレーン用途を中心として国内既存顧客からの継続受注が売上高に寄与するとともに、海外販売も堅調に推移しました。また、海外展示会への出展、海外ビジネスパートナーとの関係強化等を通じて、海外市場における販売基盤の拡大を進めました。

演出分野では自治体案件及び既存顧客による継続案件が、実験分野では検査用途、鉄道用途及び鳥害対策用途等がそれぞれ売上高に寄与しました。

利益面では、売上原価89,853千円、売上総利益337,797千円、販売費及び一般管理費165,431千円となり、営業利益は172,365千円となりました。営業利益は第３四半期累計期間の段階で前事業年度通期の164,872千円を上回っており、売上高の拡大に伴う売上総利益の増加が収益の拡大に寄与したものと認識しております。

また、助成金収入2,877千円等の営業外収益を計上する一方、上場関連費用5,400千円等の営業外費用を計上した結果、経常利益は171,242千円、四半期純利益は120,345千円となりました。

当社としては、主要な収益基盤である安全分野を引き続き強化する一方、特定の用途又は市場への過度な依存を抑制する観点から、検査、演出、建築、鳥害対策等への用途拡大を進めることが重要であると認識しております。

また、国内市場における既存顧客への深耕及び同一企業内の他拠点への展開、海外市場における販売基盤の拡大並びに新製品の継続的な市場投入を通じて、売上高の持続的な成長を図ってまいります。

③ 財政状態の分析

第19期事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

第19期事業年度末における総資産は712,712千円、負債合計は107,726千円、純資産は604,986千円となりました。

当社では、営業活動を通じて獲得した資金の蓄積により現金及び預金が増加するとともに、利益の計上により純資産が増加しております。

第20期中間会計期間（自　2025年10月１日　至　2026年３月31日）

第20期中間会計期間末においては、総資産792,883千円、負債合計116,806千円、純資産676,076千円となりました。また、現金及び預金は643,967千円となっております。

第20期第３四半期累計期間（自　2025年10月１日　至　2026年６月30日）

第20期第３四半期累計期間末においては、総資産814,326千円、負債合計111,474千円、純資産702,852千円となりました。また、現金及び預金は648,693千円となっております。

当社は、事業拡大に必要な運転資金、研究開発、人材採用及び設備投資等に対応できる手元流動性を確保するとともに、純資産を継続的に積み上げており、現時点では財務基盤は安定した状況にあるものと認識しております。

一方で、今後の事業拡大に伴い研究開発、人材、生産設備、情報システムその他への投資需要が拡大する可能性があるため、現在の財務健全性を維持しながら、成長投資に必要な資金を適切に配分することが重要であると認識しております。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

当社は、利益の確保に加え、事業活動から安定的にキャッシュ・フローを創出することを、持続的な事業成長のための重要な経営課題と認識しております。

第19期事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

第19期事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは145,920千円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは4,318千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは20,414千円の支出となり、この結果、現金及び現金同等物の期末残高は552,952千円となりました。

第20期中間会計期間（自　2025年10月１日　至　2026年３月31日）

第20期中間会計期間においても、税引前中間純利益の計上等を背景として、営業活動によるキャッシュ・フローは121,519千円の収入となっており、引き続き事業活動を通じた資金創出力を確保しているものと認識しております。

当社では、営業活動によるキャッシュ・フローを安定的に確保するためには、利益の拡大だけではなく、売上債

権、棚卸資産及び仕入債務等の運転資本を適切に管理することが重要であると認識しております。

特に、事業規模の拡大、新製品の市場投入及び部材の安定確保等に伴い棚卸資産が増加する可能性があることから、販売計画、生産計画及び購買計画の連携を強化し、必要な在庫を確保しつつ、棚卸資産の適正化及び回転期間の改善に取り組む方針であります。

なお、キャッシュ・フローの具体的な増減内容については、「第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の主な資金需要は、原材料及び部品の仕入れ、外注費、人件費その他の運転資金に加え、事業拡大に伴う研究開発投資、人材投資、設備投資及び情報システム投資等であります。

当社は、これらの資金需要について、営業活動によって獲得した資金及び手元資金を基本として対応し、必要に応じて金融機関からの借入れその他の資金調達手段を活用する方針としております。

第20期第３四半期累計期間末における現金及び預金は648,693千円となっており、現時点において事業運営及び当面の成長投資に必要な手元流動性を確保しているものと認識しております。

一方、将来において大規模な設備投資、研究開発投資、Ｍ＆Ａその他の資金需要が発生する場合には、事業計画、財務健全性及び資本効率等を総合的に勘案し、自己資金、金融機関からの借入れその他の資金調達手段を検討してまいります。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、国内外の経済情勢、為替変動、知的財産、自然災害、情報セキュリティ、人材確保、特定業界及び特定製品への依存、海外事業展開、新規参入・技術革新、製品品質、原材料及び部品の調達、研究開発等があります。

これらの内容については、「第２ 事業の状況 ３ 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、足元における収益性及び財務健全性を維持しつつ、事業規模を継続的に拡大することが、中長期的な企業価値向上のための重要な経営課題であると認識しております。

そのため、国内の安全用途を主要な収益基盤として既存顧客への深耕及び他拠点への展開を進めるとともに、海外市場の開拓、新製品及び新用途の開発を成長戦略の柱としております。

また、事業規模の拡大に対応するため、人材の確保・育成、研究開発、生産・品質管理体制及びコーポレート・ガバナンスを含む経営管理体制の強化を継続的に進める必要があると認識しております。

これらの具体的な内容については、「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑧ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高成長率及び売上高営業利益率を重視しております。また、売上高を構成する営業上の指標として、引合件数、納品ＣＶＲ及び平均納品単価を月次で管理しております。

これらの指標の内容及び実績については、「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（４）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第19期事業年度（自 2024年10月１日　至 2025年９月30日）

当事業年度における研究開発費の総額は24,497千円であります。2025年９月30日現在、当社の研究開発人員は９名であり、光学設計、電気・電子回路設計、機械設計、情報処理等の各分野の技術者により研究開発活動を行っております。また、博士課程を修了した外国籍の高度人材を含む多様な専門性を有する技術者が、新製品及び新たな光応用技術の研究開発に従事しております。

当社は、ＬＥＤ光源と光学素子の組合せにより空間に多様な光パターンを形成する独自の光学技術を基盤として、「開発スピードの最短化」、「顧客と進化する」、「市場投入の達成」を研究開発方針に掲げ、既存製品の性能向上、新製品の開発及び新たな用途の開拓に取り組んでおります。

当事業年度においては、浜松市新産業創出事業費補助事業を活用し、「ホロライト・リング太円環」、「ホロライト・ドットリングXL型」及び「ホロライト・ドットリング・スイッチ」等の開発を進めました。

このうち「ホロライト・ドットリング・スイッチ」については、従来の「ホロライト・ドットリング」が１台につき１種類の円環状光パターンを形成する製品であったのに対し、外部制御信号により円環の大きさを小・中・大の３種類に切り替えることができる製品として開発しました。さらに、AIカメラ・センシング技術と組み合わせることで、クレーンの吊荷の大きさ及び高さを検出し、その状態に応じて退避距離を示す光パターンを自動的に切り替える「クレーン作業安全支援システム」を開発し、実証実験を行いました。これは、光パターンを固定表示する従来の製品から、周囲の状況をセンシングし、表示内容を動的に変化させる安全支援システムへの応用展開を図ったものであります。

また、静岡県の中小企業向けプロジェクト型技術支援事業「A-SAP（エーサップ）産学官金連携イノベーション推進事業」の一環として、静岡県工業技術研究所・浜松工業技術支援センターの技術支援を受け、MPA（マイクロプリズムアレイ）技術を活用した新たな直線型光パターン形成ＬＥＤ照明の開発を進めました。さらに、浜松市新産業創出事業費補助事業の支援を受け、直線光の照度分布の均一性を高めた「ホロライト・ライン・フラット」の製品化に向けた開発を行いました。

「ホロライト・ライン・フラット」は、新設計の光学プリズム構造により直線光の平坦度を向上させるとともに、従来製品に比べ光出力を高め、安全表示用途に加えて、光の均一性が求められる検査・測定用途等への展開を可能とした製品であります。なお、当該研究開発の成果を基に、2025年10月より同製品の受注を開始しております。

当社は、今後も顧客や使用現場から得られる課題及びニーズを研究開発に反映し、光学、電気・電子、機械及び情報処理等の技術を組み合わせることで、既存製品の性能向上、新製品の開発及び新たな光の用途の開拓に取り組んでまいります。

第20期中間会計期間（自　2025年10月１日　至　2026年３月31日）

当中間会計期間における研究開発費の総額は10,626千円であります。当社は、独自の光パターン形成技術を基盤として、既存製品の性能向上、新たな表示機能の開発及び使用環境の拡大を目的とした研究開発活動に取り組んでおります。

当中間会計期間においては、従来の固定された光パターンの表示に加え、文字、記号等の高精細な可変表示を可能とする可変表示型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・プロジェクター」を開発しました。本製品は、従来の「ホロライト・マトリクス・シリーズ」の最大25点のドット表示に対し、最大5,000点のドット表示に対応し、漢字やシンボル等の高精細表示、スクロール表示及び複数パターンの切替表示を可能としたものであります。工場や建設現場等における注意喚起や作業指示のほか、イベント、展示会、施設案内等の演出・情報発信用途への展開も想定しております。なお、本製品は令和６年度浜松市新産業創出事業費補助事業の成果として開発したものであります。

また、屋外環境における常設設置等の用途拡大を目的として、高耐環境型光パターン形成ＬＥＤ照明「ホロライト・プロ・シリーズ」を開発しました。本シリーズは、新設計の筐体を採用することにより、IP66相当の防塵・防水性能に加え、耐振動・耐衝撃性能及び耐熱性能を向上させたものであります。これにより、従来製品では使用環境に制約のあった屋外の建築・景観照明、イベント等の演出用途をはじめ、より幅広い環境での利用を可能とする

製品開発を進めました。当中間会計期間において製品を開発し、当中間会計期間末後の2026年４月から販売を開始しております。なお、本製品についても令和６年度浜松市新産業創出事業費補助事業の成果として開発したものであります。

当社は、今後も顧客ニーズや使用現場で得られた知見を研究開発に反映し、既存製品の性能向上及び製品ラインアップの拡充を図るとともに、安全、演出、検査等の既存用途に加え、新たな光の活用方法の開拓に継続的に取り組んでまいります。

第20期第３四半期累計期間（自　2025年10月1日　至　2026年６月30日）

当第３四半期累計期間における研究開発費の総額は14,867千円であります。中間会計期間までに開発した「ホロライト・プロジェクター」に加え、高耐環境型の「ホロライト・プロ・シリーズ」の製品化を進め、2026年４月より販売を開始しました。また、「ホロライト・ドットリング・スイッチ」とセンシング技術を組み合わせた安全支援システムや、「ホロライト・ライン・フラット」を活用した検査用途等、既存製品と画像処理・センシング技術を組み合わせた新たな用途開発にも取り組んでおります。

今後の研究開発においては、当社が保有する光学設計、光パターン形成、画像処理及びセンシングに関する技術を基盤として、生成AI、フィジカルAI及びロボット連携等の先端技術を活用した新たな製品及びシステムの可能性を検証してまいります。

生成AIについては、顧客ニーズ及び使用現場から得られる情報の分析、製品企画、設計及びソフトウェア開発の支援等への活用を検討し、研究開発の効率化及び新たな用途の創出を目指します。

フィジカルAIについては、センサー、カメラ等から取得した現場情報を認識・分析し、周囲の状況に応じて光パターン、文字、記号等の表示内容を動的に制御する技術の研究を進める方針であります。

また、産業用ロボット、自律搬送ロボットその他の機械設備との通信及び制御情報の連携により、ロボットの動作範囲、移動経路、接近情報、停止状態及び作業指示等を光によって可視化する技術について、ロボットメーカー、システムインテグレーター及び顧客企業等との共同検証を進め、人とロボットが協働する現場における安全性及び作業効率の向上に資する製品及びシステムの開発を目指してまいります。

なお、当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの研究開発費の記載は省略しております。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

第19期事業年度（自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は4,601千円であります。その主たるものは、設備更新や生産性向上のための設備増強・改修となります。なお、当事業年度中における重要な設備の除却、売却等はありません。

第20期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年３月31日）

当中間会計期間において実施した当社の設備投資の総額は283千円であります。その主たるものは、設備更新や生産性向上のための設備増強・改修となります。なお、当中間会計期間中における重要な設備の除却、売却等はありません。

第20期第３四半期累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年６月30日）

当第３四半期累計期間において実施した当社の設備投資の総額は514千円であります。その主たるものは、設備更新や生産性向上のための設備増強・改修となります。なお、当第３四半期累計期間中における重要な設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

2025年９月30日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数（名）
			建物	車両運搬具	土地（面積㎡）	工具、器具及び備品	その他	合計	
本社（浜松市中央区）	光学機械器具製造事業	本社機能 事務所 工場	16,131	0	41,513 (955.19)	892	－	58,537	29（６）

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
３．当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,240,000
計	11,240,000

（注）2026年９月26日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2026年10月１日付で88,760,000株減少し、11,240,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,810,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,810,000	－	－

（注）2026年９月26日開催の臨時株主総会決議により、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年３月30日	2024年９月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く） ３ 当社監査役 １ 当社従業員 ８	当社取締役(社外取締役を除く） １ 当社従業員 32
新株予約権の数（個） ※	130,000	59,000［57,000］
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 130,000 （注）１	普通株式 59,000［57,000］ （注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	200 （注）２	300 （注）２
新株予約権の行使期間 ※	2026年４月１日～ 2033年９月30日	2026年10月１日～ 2034年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 200 資本組入額 100 （注）３	発行価格 300 資本組入額 150 （注）３
新株予約権の行使の条件 ※	（注）６	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 （注） ４	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 （注） ４
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）５、７	（注）５、７

※当事業年度の末日(2025年９月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株

であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとしております。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、２に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」とします。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

３．資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

４．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

５．新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができるものとします。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

６．新株予約権の行使の条件

当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場

され取引が開始されることをいいます。）の日以降、行使することができるものとします。
新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、管理職の地位にあることを要します。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではないものとします。
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。

7．組織再編に伴う新株予約権の承継
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」とします。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」とします。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」とします。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(7) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)５に準じて決定します。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)３に準じて決定します。

8．新株予約権行使により発生する端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年12月20日　（注）	20,000	2,810,000	5,000	93,400	5,000	55,000

（注）　有償第三者割当　発行価格500円　資本組入額250円
　　割当先　豊田合成株式会社

(4) 【所有者別状況】

2026年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	9	14	－
所有株式数（単元）	－	－	－	23,400	－	－	4,700	28,100	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	83.3	－	－	16.7	100	－

（注）　2026年９月26日開催の臨時株主総会決議により、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,810,000	28,100	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	2,810,000	－	－
総株主の議決権	－	28,100	－

（注）2026年９月26日開催の臨時株主総会決議により、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、既存事業及び新規成長分野への積極的な投資を通じて企業価値の継続的な拡大を図り、株主への利益還元を重視しております。株主への安定的な利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、株主還元は、業績、財政状態及び将来の事業展開等を総合的に勘案し、適宜見直しを行うことを基本方針としております。剰余金の配当を行う場合には、年１回の剰余金の配当を行うことが定款に定められており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。当社では、2013年９月期より継続して配当を実施しております。今後につきましては、財政状態及び経営成績を踏まえ、年間配当性向は20%を目安に、安定的な配当の実施を目指してまいります。

なお、基準日が第19期事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
2025年12月26日 定時株主総会決議	22,480	8.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

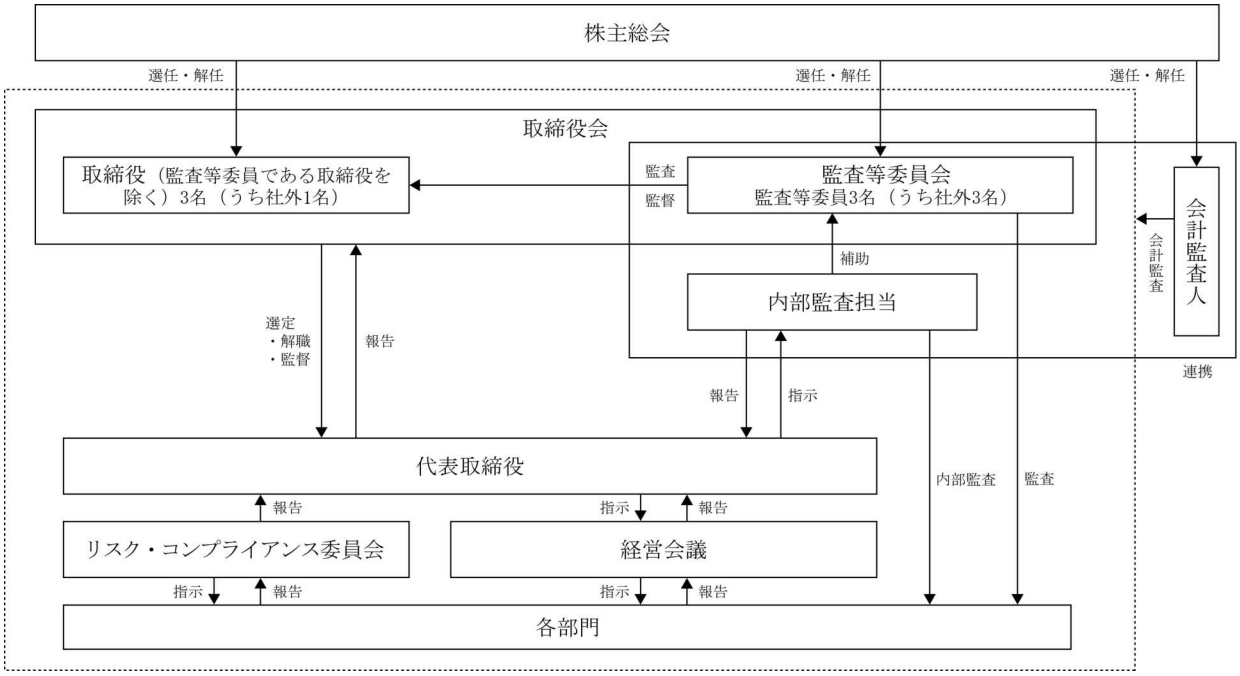
当社は、経営体制及び内部統制システムを整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことが企業価値の継続的な向上につながるとの考え方に基づき、透明性の高い経営システムの構築を図ることが、経営の重要課題と捉えております。

その上で、経営上のすべてのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会、協力会社）に対し、円滑な関係の維持、発展に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これらの機関の相互連携により経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の統治体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



イ．企業統治体制の概要

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役１名と取締役２名（うち社外取締役１名）及び監査等委員３名（うち非常勤監査等委員２名）の計６名で構成されております。取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月１回開催し、月次業務の実績・進捗状況の報告を行うほか、経営の意思決定、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

役職名	氏名	議長
代表取締役	池田　貴裕	○
取締役	野上　豊史	
社外取締役	村口　和孝	
社外取締役（常勤監査等委員）	小林　克広	
社外取締役（監査等委員）	堀口　拓志	
社外取締役（監査等委員）	村松　奈緒美	

b. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員１名と非常勤監査等委員２名の計３名で構成されております。監査等委員会は、2024年12月27日に開催された定時株主総会にて決議され、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員会を設置いたしました。監査等委員会は毎月１回開催しております。各監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役や重要な使用人への意見聴取及び重要な資料の閲覧等を通じて業務監査を行い、取締役の業務執行を適法性だけでなく妥当性の観点も踏まえて監査・監督する体制としております。会計監査では、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えます。監査等委員は、必要に応じて、監査等委員でない取締役との情報交換を行うとともに、会計監査人と連携し、随時監査についての報告を求めます。

役職名	氏名	議長
社外取締役（常勤監査等委員）	小林　克広	○
社外取締役（監査等委員）	堀口　拓志	
社外取締役（監査等委員）	村松　奈緒美	

c. 内部監査

内部監査については、経営企画部内に内部監査担当者１名を置き、監査計画に基づき１年で全部署を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導または助言を行っております。

また、経営企画部、監査等委員会、会計監査人は監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っております。経営企画部による監査結果は、代表取締役ならびに、監査等委員会、各部門の部門長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

d. 会計監査人

当社は、2024年12月27日開催の定時株主総会にて、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することを決議しております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長として、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を中心に構成されております。原則として四半期に1回開催され、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。

f. 経営会議

経営会議は、「会議体規程」に基づき、代表取締役を議長とし、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員で構成されております。原則として週次で開催し、取締役会に付議すべき業務に関する重要事項の審議・協議を行うほか、経営に関する重要事項の立案、調査、検討及び実施状況の把握を行っております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、業務執行に対して、取締役会による監督と監査等委員会による監査という二重チェック体制を取っております。また社外取締役及び監査等委員が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、監査等委員会及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できると判断したため、本体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築に関しては重要事項であると認識しており、取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」、「業務分掌規程」及び「内部監査規程」等の社内規程を設けることにより、ルールを明確化することで、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等の社内規程に従い、経営に関する重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。

(2) 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

(3) 「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の実効性を高めるために役職員に対してその重要性を明示します。また、当社における重要なコンプライアンス違反に関する情報を適時・正確に把握するため内部通報窓口を設置しコンプライアンス体制の充実を図ります。

(4) 「経理規程」、その他社内規程を整備するとともに、管理部において、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

(5) 「内部監査規程」に基づき業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況を、内部監査担当者が定期的に監査し、代表取締役及び監査等委員会に対し結果を報告します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間等管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理します。

(2)取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

事業運営に関するリスクについて、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を遵守し、リスクの統制を行います。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社の重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うため、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催します。

(2)取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」のほか、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定し、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行います。

e. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員である取締役は、職務執行にあたり必要な場合は、管理部のスタッフを補助者として起用することができます。

(2)監査等委員会の補助スタッフの職務執行について、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

(3)監査等委員会の補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

f. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができます。

(2)監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いは行いません。

g. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、法令に基づく費用の支払等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査等委員会は、定期的な意見交換を行います。

(2)会計監査人、監査等委員会、内部監査担当者は、密に情報交換を行います。

ロ．リスク管理体制の整備状況

「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおり、当社の事業活動は様々なリスクを伴っております。これらのリスクに対しては、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、リスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的としたリスク管理を行っております。

ハ．責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。なお、この当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

ニ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

ホ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を５名以内、監査等委員である取締役を４名以内とする旨を定款に定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨についても定款で定めております。

ト．取締役会で決議することができる株主総会決議事項

該当事項はありません。

チ．取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
池田　貴裕	14	14
増田　篤浩	14	14
野上　豊史	14	14
村口　和孝	14	14
小林　克広	14	14
堀口　拓志	14	14
村松　奈緒美	14	13

取締役会は、法令・定款及び取締役会規程に基づき、経営の基本方針や経営に関する重要事項を決定しております。また、営業成績や経営成績等の事業活動における各部門の取組状況に加え、経営方針や経営課題への取組状況等についても、当社の事業規模や特性を踏まえ、取締役及び監査等委員がそれぞれの専門性や経験を活かし、活発かつ忌憚のない議論を行う場となっております。さらに、現在の組織体制をはじめとする重要課題に加え、将来を見据えた持続的成長に向けた議論も継続的に実施しております。

リ．リスク・コンプライアンス委員会の活動状況

当事業年度において当社はリスク・コンプライアンス委員会を１回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
池田　貴裕	1	1
増田　篤浩	1	1
野上　豊史	1	1
小林　克広	1	1
稲垣　忍	1	1
清水　良憲	1	1

リスク・コンプライアンス委員会は、企業経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法令違反、労務問題、社会的信用リスク等の早期発見、予防及び是正を図ることを目的として設置しております。

その目的、構成等、運営に関する必要事項は「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に定められており、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員で構成されております。

当社の事業規模や特性を踏まえ、法令違反への対応に加え、重要課題への取組状況等についても、活発かつ自由闊達な議論を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名　女性1名(役員のうち女性の比率 16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	池田　貴裕	1975年６月27日	2000年４月 2006年10月 2010年12月	浜松ホトニクス株式会社入社 パイフォトニクス株式会社設立 代表取締役就任（現任） 光産業創成大学院大学　評議員（現任）	(注) 3	1,820,000 (注) 5
取締役 技術部長	野上　豊史	1975年８月１日	2004年４月 2016年６月 2023年８月 2024年12月	船井電機株式会社入社 同社フィリピン工場シニアマネージャー 同社（生産技術/製造担当）就任 同社機構開発部長就任 当社入社　技術部長就任（現任） 取締役就任（現任）	(注) 3	－
社外取締役	村口　和孝	1958年11月20日	1984年４月 1998年７月 2007年３月 2017年９月 2018年11月 2019年11月 2021年６月	日本合同ファイナンス株式会社 （現ジャフコグループ株式会社）入社 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ設立　代表取締役就任（現任） 株式会社プレミアムウォーターホールディングス取締役就任（現任） 株式会社ブロードバンドタワー取締役就任 JESCOホールディングス株式会社社外取締役就任（現任） 当社社外取締役就任（現任） 株式会社アイ・ピー・エス社外取締役就任（現任）	(注) 3	－
社外取締役 (常勤監査等委員)	小林　克広	1959年12月１日	1982年３月 2011年12月 2012年10月 2022年10月 2024年12月	浜松テレビ株式会社（現浜松ホトニクス株式会社）入社 浜松ホトニクス株式会社理事就任 同社企画開発部長就任 浜松ホトニクス・コーポレートベンチャーキャピタル株式会社代表取締役就任 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	－
社外取締役 (監査等委員)	堀口　拓志	1986年２月13日	2012年２月 2014年10月 2015年10月 2018年12月 2021年６月 2021年12月 2024年12月	有限責任あずさ監査法人入所 笹木重昭税理士事務所入所 税理士法人堀口会計設立代表社員就任（現任） 株式会社瀬戸自動車学校社外監査役就任（現任） 株式会社カンキョー社外監査役就任（現任） 株式会社ジェノメンブレン社外監査役就任(現任) 当社社外取締役就任 当社社外取締役(監査等委員)就任（現任）	(注) 4	－
社外取締役 (監査等委員)	村松奈緒美	1972年７月10日	2002年10月 2011年２月 2020年２月 2022年６月 2023年６月 2024年６月 2024年12月 2026年６月	静岡県弁護士会弁護士登録 石塚・村松法律事務所入所 株式会社サーラコーポレーション社外監査役就任 同社社外取締役（監査等委員）就任（現任） エンシュウ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 株式会社河合楽器製作所社外取締役就任（現任） 静岡エフエム放送株式会社社外監査役就任（現任） 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スズキ株式会社社外監査役就任（現任）	(注) 4	－
計						1,820,000

(注) １．取締役村口和孝は、社外取締役であります。

２．取締役小林克広、堀口拓志、村松奈緒美は、社外取締役監査等委員であります。

３．2025年12月26日開催の定時株主総会終結の時から、2026年９月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

４．2024年12月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年９月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

５．代表取締役池田貴裕の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ホロライトが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役は４名であり、うち３名は監査等委員である社外取締役であります。現在、未上場会社であるため独立役員を有しておりませんが、上場後は一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、独立役員を数名届け出る予定であります。その際、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であるかを判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としております。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有します。また、社外取締役には、独立した立場から客観的に経営判断し、意見を述べることを期待して選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査等委員である社外取締役による監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査人との関係

当社では、社外取締役による監督又は監査、監査等委員会監査、監査法人による会計監査及び内部監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。また、監査等委員会、監査法人による会計監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、内部監査人と監査等委員会との間で定期的にミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。監査等委員会と監査法人との連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査等委員会と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。

さらに、監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査人を招聘して三様監査会を年に数回開催しております。三様監査会では、会計監査人、内部監査人より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図ってまいります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員の監査の状況

監査等委員である取締役３名（うち社外取締役３名）で構成しており、法令、定款及び監査等委員会規程に従い、取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員会の監査方針、年間の監査計画等を決定いたします。定期又は必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、重要な付議案件の検討、監査内容の報告及び意見交換等を通じて、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

また、内部監査人、会計監査人との適時情報交換を行い、相互連携を図ることにより、監査の実効性を高めております。

監査等委員による監査については、監査等委員である取締役が取締役会に出席する等、取締役会の意思決定の状況及び職務執行状況等を監査しております。

常勤監査等委員の小林克広は、企業経営に関する豊富な経験を有しております。

監査等委員堀口拓志は、会計及び税務に関する専門知識を有しております。

監査等委員村松奈緒美は、弁護士としての専門知識を有しております。

当事業年度において監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林　克広	10	10
堀口　拓志	10	10
村松　奈緒美	10	9

監査等委員会における具体的な検討事項は、取締役の職務の執行等に関する監査、監査報告の作成、監査方針の決定、常勤監査等委員の選定及び解職、業務及び財産の状況の調査方法、その他の監査等委員の職務執行に関する事項であります。

なお、常勤監査等委員は、取締役会及び監査等委員会のほか、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程及び業務執行の状況を把握しております。また、これらを通じて得た情報を

非常勤の監査等委員に対して適時に共有し、監査等委員会における審議の実効性の確保に努めております。

② 内部監査の状況

当社は代表取締役が指名した内部監査担当者が、代表取締役の承認を得た監査計画に基づいて内部監査を実施しております。内部監査は、当社の規程、組織、業務活動の適正性、有効性及び効率性を検証し、改善のための提言や改善指示を行うことで、経営効率及び財務報告の信頼性の向上、健全な組織体制の構築に寄与し、業務の円滑化や効率化を目的としております。このことから、定期的に部門ごとの業務運営状況やリスク管理状況を監査しております。また、監査結果については、内部監査担当者から代表取締役に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認し改めて代表取締役に報告しております。加えて、内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と有機的に連携するよう、内部監査担当者、監査等委員及び会計監査人の三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

b 継続監査期間

２年間

c 業務を執行した公認会計士

村本 大輔

山本 博生

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士２名、その他４名

e 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は会計監査人の選定に際しては、当社の事業内容やリスクを十分に理解し継続的に高品質な監査が遂行できること、監査報酬が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績等により総合的に判断いたします。

また、会計監査人に、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触があったと判断した場合、及び職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会は、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案といたします。

アーク有限責任監査法人を選定した理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を具備し、また当社の事業拡大を遂行するにあたり、幅広い視点で有効的かつ効率的な監査が実施でき、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制及び監査に関する品質管理基準に基づく監査体制の整備がなされていると判断したためであります。

f 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、監査法人の評価を実施しております。その結果、監査法人の独立性・専門性ともに問題はないものと評価しております。

④　監査報酬の内容等

a　監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,500	―	11,000	―

b　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a を除く)

該当事項はありません。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d　監査報酬の決定方針

監査日数、当社の規模等を総合的に勘案して決定しております。

e　監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)　【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関与する任意の委員会等を設置しておりません。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程においては、2024年12月27日開催の取締役会において、会社法第361条第７項に基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議するとともに、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定を代表取締役池田貴裕に一任することを審議し、決議しております。当該方針の内容は、株主総会で決議された報酬の枠内で、会社業績と本人の職務執行状況によることとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2025年12月26日開催の第19期定時株主総会において、年額55百万円以内(定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は６名以内。本書提出日現在は３名。)と決議しており、各取締役への配分は当該株主総会決議により取締役会に一任されております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年12月27日開催の第18期定時株主総会において、年額15百万円以内(定款で定める監査等委員である取締役の員数は５名以内。本書提出日現在は３名。)と決議しております。

一任を受けた代表取締役の権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額の決定であり、その裁量の範囲は上記報酬限度額の枠内に限られております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職務執行状況を評価するには代表取締役が最も適していると判断したためであります。監査等委員である取締役の報酬については、上記限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において上記方針との整合性を含めた検討を行っており、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	30,600	30,600	－	－	4
監査等委員（社外監査等委員を除く。）	－	－	－	－	－
社外役員	8,880	8,880	－	－	5

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１． 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第１種中間財務諸表であります。

（３）当社の、第３四半期会計期間（2026年４月１日から2026年６月30日まで）及び第３四半期累計期間（2025年10月１日から2026年６月30日まで）に係る四半期財務諸表は、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

２． 監査証明について

（１）当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、前事業年度(2023年10月１日から2024年９月30日まで)及び当事業年度(2024年10月１日から2025年９月30日まで)の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

（２）当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、中間会計期間（2025年10月１日から2026年３月31日まで）に係る中間財務諸表について、アーク有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

（３）当社は、第３四半期会計期間（2026年４月１日から2026年６月30日まで）及び第３四半期累計期間（2025年10月１日から2026年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、アーク有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

３． 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

（１）当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

（２）当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

（３）当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４． 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準の変更等について的確に対応することができる体制を整備するために、各種団体の主催する研修等への参加や会計専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年９月30日)	当事業年度 (2025年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	431,765	552,952
売掛金	33,924	44,959
製品	3,636	4,964
仕掛品	4,715	8,662
原材料及び貯蔵品	17,961	26,116
前払費用	5,243	5,446
その他	849	1,804
流動資産合計	498,095	644,906
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 19,915	※2 16,131
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	2,016	892
土地	※2 41,513	※2 41,513
建設仮勘定	—	283
有形固定資産合計	※1 63,445	※1 58,820
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	621	718
繰延税金資産	5,765	8,184
その他	72	72
投資その他の資産合計	6,470	8,985
固定資産合計	69,915	67,805
資産合計	568,011	712,712

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	521	3,317
１年内返済予定の長期借入金	※2 8,064	※2 8,064
未払金	13,066	16,394
未払費用	4,221	4,850
未払法人税等	17,327	33,806
未払消費税等	9,543	14,134
前受リース料	1,760	3,226
契約負債	776	2,520
預り金	2,276	3,045
賞与引当金	7,700	8,470
流動負債合計	65,259	97,829
固定負債		
長期借入金	※2 17,961	※2 9,897
固定負債合計	17,961	9,897
負債合計	83,220	107,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,400	93,400
資本剰余金		
資本準備金	50,000	55,000
資本剰余金合計	50,000	55,000
利益剰余金		
利益準備金	5,065	6,460
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	341,326	450,126
利益剰余金合計	346,391	456,586
株主資本合計	484,791	604,986
純資産合計	484,791	604,986
負債純資産合計	568,011	712,712

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2026年３月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	643,967
売掛金	37,590
製品	2,942
仕掛品	6,583
原材料及び貯蔵品	28,591
前払費用	2,114
その他	2,002
流動資産合計	723,792
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	14,239
車両運搬具（純額）	0
工具、器具及び備品（純額）	470
土地	41,513
有形固定資産合計	56,223
投資その他の資産	
出資金	10
長期前払費用	518
繰延税金資産	12,266
その他	72
投資その他の資産合計	12,868
固定資産合計	69,091
資産合計	792,883

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2026年３月31日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,290
１年内返済予定の長期借入金	8,064
未払金	14,951
未払費用	6,039
未払法人税等	41,233
未払消費税等	12,429
前受リース料	1,032
契約負債	3,937
預り金	4,043
賞与引当金	16,920
流動負債合計	110,941
固定負債	
長期借入金	5,865
固定負債合計	5,865
負債合計	116,806
純資産の部	
株主資本	
資本金	93,400
資本剰余金	55,000
利益剰余金	527,676
株主資本合計	676,076
純資産合計	676,076
負債純資産合計	792,883

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）	当事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
売上高	※1 359,759	※1 471,108
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	3,277	3,636
当期製品製造原価	89,064	104,456
合計	92,341	108,092
製品期末棚卸高	3,636	4,964
製品売上原価	88,705	103,128
売上原価合計	※2 88,705	※2 103,128
売上総利益	271,054	367,980
販売費及び一般管理費		
役員報酬	28,675	39,480
給料	41,932	49,144
賞与	5,150	9,790
賞与引当金繰入額	3,980	4,170
法定福利費	11,428	14,507
旅費及び交通費	6,852	9,692
支払報酬	15,141	18,252
減価償却費	2,841	2,849
研究開発費	※3 20,762	※3 24,497
その他	26,351	30,723
販売費及び一般管理費合計	163,115	203,108
営業利益	107,938	164,872
営業外収益		
受取利息	33	703
受取配当金	0	0
助成金収入	4,458	13,023
その他	453	173
営業外収益合計	4,946	13,900
営業外費用		
支払利息	139	108
為替差損	81	340
上場関連費用	6,000	8,400
営業外費用合計	6,220	8,849
経常利益	106,664	169,923
特別利益		
固定資産売却益	※4 894	－
特別利益合計	894	－
税引前当期純利益	107,559	169,923
法人税、住民税及び事業税	28,781	48,197
法人税等調整額	△776	△2,418
法人税等合計	28,004	45,778
当期純利益	79,554	124,145

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　材料費		26,571	25.2	35,480	26.7
Ⅱ　労務費		70,421	66.8	83,841	63.1
Ⅲ　経費	※１	8,484	8.0	13,556	10.2
当期総製造費用		105,478	100.0	132,878	100.0
仕掛品期首棚卸高		8,918		4,909	
合計		114,396		137,787	
仕掛品期末棚卸高		4,909		9,114	
棚卸資産評価損		△179		△258	
他勘定振替高	※２	20,602		24,475	
当期製品製造原価		89,064		104,456	

（注）　※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
外注費	1,882	3,147
減価償却費	2,589	6,377
消耗品費	1,633	1,853

※２　他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
研究開発費への振替	19,087	22,642
販売促進費への振替	1,128	1,185
広告宣伝費への振替	386	417
その他	－	230
計	20,602	24,475

（原価計算の方法）
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）
売上高	306,839
売上原価	65,414
売上総利益	241,425
販売費及び一般管理費	※1 111,339
営業利益	130,086
営業外収益	
受取利息	623
為替差益	60
助成金収入	2,877
受取褒賞金	207
違約金収入	469
その他	39
営業外収益合計	4,277
営業外費用	
支払利息	42
上場関連費用	3,600
営業外費用合計	3,642
経常利益	130,721
税引前中間純利益	130,721
法人税、住民税及び事業税	41,233
法人税等調整額	△4,082
法人税等合計	37,151
中間純利益	93,570

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	88,400	50,000	50,000
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
当期純利益			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	88,400	50,000	50,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,949	274,047	277,996	416,396	416,396
当期変動額					
新株の発行				－	－
剰余金の配当	1,116	△12,276	△11,160	△11,160	△11,160
当期純利益		79,554	79,554	79,554	79,554
当期変動額合計	1,116	67,278	68,394	68,394	68,394
当期末残高	5,065	341,326	346,391	484,791	484,791

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	88,400	50,000	50,000
当期変動額			
新株の発行	5,000	5,000	5,000
剰余金の配当			
当期純利益			
当期変動額合計	5,000	5,000	5,000
当期末残高	93,400	55,000	55,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	5,065	341,326	346,391	484,791	484,791
当期変動額					
新株の発行				10,000	10,000
剰余金の配当	1,395	△15,345	△13,950	△13,950	△13,950
当期純利益		124,145	124,145	124,145	124,145
当期変動額合計	1,395	108,800	110,195	120,195	120,195
当期末残高	6,460	450,126	456,586	604,986	604,986

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）	当事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	107,559	169,923
減価償却費	5,430	9,226
賞与引当金の増減額（△は減少）	700	770
受取利息及び受取配当金	△34	△703
支払利息	139	108
助成金収入	△4,458	△13,023
上場関連費用	6,000	8,400
固定資産売却益	△894	－
売上債権の増減額（△は増加）	△12,660	△7,825
棚卸資産の増減額（△は増加）	2,661	△13,429
前払費用の増減額（△は増加）	△1,945	△300
仕入債務の増減額（△は減少）	△598	2,795
未払金の増減額（△は減少）	3,461	3,044
未払費用の増減額（△は減少）	△2,062	628
その他	△1,485	3,722
小計	101,812	163,338
利息及び配当金の受取額	34	703
利息の支払額	△139	△108
法人税等の支払額	△27,454	△31,718
助成金の受取額	6,056	13,705
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,309	145,920
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,248	△4,318
有形固定資産の売却による収入	894	－
敷金及び保証金の差入による支出	△5	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,358	△4,318
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,000	－
短期借入金の返済による支出	△3,000	－
長期借入金の返済による支出	△8,064	△8,064
株式の発行による収入	―	10,000
配当金の支払額	△11,160	△13,950
上場関連費用の支出	△5,560	△8,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,784	△20,414
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	53,167	121,187
現金及び現金同等物の期首残高	378,598	431,765
現金及び現金同等物の期末残高	※1 431,765	※1 552,952

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	130,721
減価償却費	2,597
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,450
受取利息及び受取配当金	△623
支払利息	42
助成金収入	△2,877
上場関連費用	3,600
売上債権の増減額（△は増加）	6,592
棚卸資産の増減額（△は増加）	1,625
前払費用の増減額（△は増加）	3,531
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,027
未払金の増減額（△は減少）	△1,049
未払費用の増減額（△は減少）	1,189
その他	△1,585
小計	151,185
利息及び配当金の受取額	623
利息の支払額	△42
法人税等の支払額	△33,806
助成金の受取額	3,559
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,519
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△283
投資活動によるキャッシュ・フロー	△283
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,032
配当金の支払額	△22,480
上場関連費用の支出	△3,710
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,222
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	91,014
現金及び現金同等物の期首残高	552,952
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 643,967

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2023年10月１日　至 2024年９月30日）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品及び仕掛品

製品個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	11～34年
車両運搬具	２～３年
工具、器具及び備品	２～６年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は光学機械器具を製造販売又はレンタルすることを主たる事業としております。

これらの製品の販売については、原則として、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、収益認識適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しております。また、海外向けの販売においては、貿易条件に従い、法的所有権及び所有にかかるリスクと経済価値が移転する時点で履行義務が充足されると判断して、取引の契約額を収益として認識しております。

製品のレンタルによる収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。なお、オペレーティング・リース取引に該当する取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

これらの製品販売取引等については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨にて換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品及び仕掛品

製品個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	11～34年
車両運搬具	２～３年
工具、器具及び備品	２～６年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は光学機械器具を製造販売又はレンタルすることを主たる事業としております。

これらの製品の販売については、原則として、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、収益認識適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しております。また、海外向けの販売においては、貿易条件に従い、法的所有権及び所有にかかるリスクと経済価値が移転する時点で履行義務が充足されると判断して、取引の契約額を収益として認識しております。

製品のレンタルによる収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。なお、オペレーティング・リース取引に該当する取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準

じて会計処理を行っております。

これらの製品販売取引等については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨にて換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

繰延税金資産	5,765

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性が高いと判断できる金額を計上しております。

当該繰延税金資産の回収可能性評価の基礎となる将来の課税所得の見込み額は、当事業年度末時点における需要予測等をベースにした事業計画を基礎として算出しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見込み等に依存するため、前提条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が調整され税金費用として計上される可能性があります。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

繰延税金資産	8,184

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性が高いと判断できる金額を計上しております。

当該繰延税金資産の回収可能性評価の基礎となる将来の課税所得の見込み額は、当事業年度末時点における需要予測等をベースにした事業計画を基礎として算出しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見込み等に依存するため、前提条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が調整され税金費用として計上される可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正

会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年９月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年９月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （ 2024年９月30日）	当事業年度 （ 2025年９月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	33,323 千円	41,231 千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （ 2024年９月30日）	当事業年度 （ 2025年９月30日）
建物	19,219 千円	15,490 千円
土地	41,513 千円	41,513 千円
計	60,732 千円	57,003 千円

	前事業年度 （ 2024年９月30日）	当事業年度 （ 2025年９月30日）
一年内返済予定の長期借入金	5,040 千円	5,040 千円
長期借入金	10,100 千円	5,060 千円
計	15,140 千円	10,100 千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「財務諸表　注記事項　（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）	当事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
	1,100 千円	1,255 千円

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）	当事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
一般管理費	20,762 千円	24,497 千円

※４　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）	当事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
車両運搬具	894 千円	－ 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年10月１日　至 2024年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,790,000	－	－	2,790,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－

（注）ストック・オプションとしての第１回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年12月23日定時株主総会	普通株式	11,160	4.00	2023年９月30日	2023年12月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年12月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,950	5.00	2024年９月30日	2024年12月30日

当事業年度（自 2024年10月１日　至 2025年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,790,000	20,000	－	2,810,000

（変動事由の概要）

2024年12月20日付　有償第三者割当増資による増加20,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－

（注）ストック・オプションとしての第１回新株予約権及び第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月27日定時株主総会	普通株式	13,950	5.00	2024年９月30日	2024年12月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,480	8.00	2025年９月30日	2025年12月29日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
現金及び預金	431,765 千円	552,952 千円
現金及び現金同等物	431,765 千円	552,952 千円

（金融商品関係）

前事業年度(自　2023年10月１日　至　2024年９月30日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

待機資金の運用については、安全性、流動性を第一に考え、金融機関への預金等を中心に実施しております。

資金調達については、金利、調達環境を勘案し、金融市場より実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクのある金融商品は取り扱っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰り表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金　(※)	26,025	25,761	△263

(※) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注１) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	431,765	－	－	－
売掛金	33,924	－	－	－
合計	465,690	－	－	－

(注２) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	8,064	17,961	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	25,761	－	25,761
負債計	－	25,761	－	25,761

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

待機資金の運用については、安全性、流動性を第一に考え、金融機関への預金等を中心に実施しております。

資金調達については、金利、調達環境を勘案し、金融市場より実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクのある金融商品は取り扱っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰り表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金　(※)	17,961	17,688	△272

(※) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	552,952	－	－	－
売掛金	44,959	－	－	－
合計	597,912	－	－	－

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
長期借入金	8,064	9,897	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	17,688	－	17,688
負債計	－	17,688	－	17,688

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社監査役　１名 当社従業員　８名
株式の種類別のストック・オプションの数　(注)	普通株式　150,000株
付与日	2024年４月５日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	2026年４月１日～2033年９月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日
権利確定前(株)	
前事業年度末	－
付与	150,000
失効	10,000
権利確定	－
未確定残	140,000
権利確定後(株)	－
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

	第１回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日
権利行使価格(円)	200
行使時平均株価(円)	－
付与日における公正な評価単価(円)	－

(注) 株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、第三者算定機関によるDCF法を利用した算定価格に基づき決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	－ 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－ 千円

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日	2024年９月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社監査役　１名 当社従業員　８名	当社取締役　１名 当社従業員　32名
株式の種類別のストック・オプションの数　(注)	普通株式　150,000株	普通株式　60,000株
付与日	2024年４月５日	2024年10月７日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2026年４月１日～2033年９月30日	2026年10月１日～2034年３月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日	2024年９月28日
権利確定前(株)		
前事業年度末	140,000	－
付与	－	60,000
失効	10,000	1,000
権利確定	－	－
未確定残	130,000	59,000
権利確定後(株)	－	－
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年３月30日	2024年９月28日
権利行使価格(円)	200	300
行使時平均株価(円)	－	－
付与日における公正な評価単価(円)	－	－

(注) 株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、第三者算定機関によるDCF法を利用した算定価格に基づき決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	－ 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－ 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年10月１日 至 2024年９月30日)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	543 千円
賞与引当金	2,607 千円
未払事業税	2,034 千円
その他	579 千円
繰延税金資産合計	5,765 千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.87 %
(調整)	
住民税均等割	0.28 %
賃上げ促進税制税額控除	△4.92 %
研究開発税制税額控除	△2.14 %
中小法人等適用税率差異	△0.89 %
その他	△0.16 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.04 %

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	969 千円
賞与引当金	2,868 千円
未払事業税	3,726 千円
その他	619 千円
繰延税金資産合計	8,184 千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.87 %
(調整)	
住民税均等割	0.17 %
賃上げ促進税制税額控除	△5.08 %
研究開発税制税額控除	△1.29 %
中小法人等適用税率差異	△0.56 %
その他	△0.17 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.94 %

（収益認識関係）

前事業年度（自 2023年10月１日　至 2024年９月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別	用途別			
	安全	演出	実験	計
売上高	千円	千円	千円	千円
日本	272,348	3,334	23,500	299,183
北米	25,903	－	－	25,903
中南米	2,528	－	－	2,528
欧州	－	－	－	－
アジア	9,459	－	624	10,083
顧客との契約から生じる収益	310,239	3,334	24,124	337,698
その他の収益	621	13,526	7,913	22,061
外部顧客への売上高	310,861	16,860	32,038	359,759

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「財務諸表　注記事項（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	21,469
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,924
契約負債（期首残高）	517
契約負債（期末残高）	776

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は517千円であります。契約負債は主に顧客からの前受金であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別	用途別			
	安全	演出	実験	計
売上高	千円	千円	千円	千円
日本	321,694	19,304	45,836	386,835
北米	31,379	－	－	31,379
中南米	1,486	－	－	1,486
欧州	－	－	－	－
アジア	28,056	－	－	28,056
顧客との契約から生じる収益	382,618	19,304	45,836	447,758
その他の収益	758	11,382	11,209	23,349
外部顧客への売上高	383,376	30,686	57,046	471,108

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「財務諸表　注記事項（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	33,924
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	44,959
契約負債(期首残高)	776
契約負債(期末残高)	2,520

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は776千円であります。契約負債は主に顧客からの前受金であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

収益認識関係に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)　売上高

収益認識関係に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月１日　至 2024年９月30日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
１株当たり純資産額	173.76円	215.30円
１株当たり当期純利益	28.51円	44.23円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	79,554	124,145
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	79,554	124,145
普通株式の期中平均株式数(株)	2,790,000	2,806,667
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2024年９月30日)	当事業年度末 (2025年９月30日)
純資産の部の合計額(千円)	484,791	604,986
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	－	－
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	484,791	604,986
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,790,000	2,810,000

（重要な後発事象）

１．単元株制度の採用

当社は、2026年９月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）
役員報酬	19,350 千円
給料	31,901 千円
賞与	2,180 千円
賞与引当金繰入額	9,170 千円
減価償却費	1,309 千円
研究開発費	10,626 千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）
現金及び預金	643,967 千円
現金及び現金同等物	643,967 千円

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自　2025年10月１日　至　2026年３月31日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	22,480	8.00	2025年９月30日	2025年12月29日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自　2025年10月１日　至　2026年３月31日）

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）

地域別	用途別			
	安全	演出	実験	計
売上高	千円	千円	千円	千円
日本	175,944	3,068	46,101	225,113
北米	47,149	－	－	47,149
中南米	6,604	－	－	6,604
欧州	361	－	－	361
アジア	11,121	－	209	11,330
顧客との契約から生じる収益	241,181	3,068	46,310	290,560
その他の収益	751	9,623	5,904	16,279
外部顧客への売上高	241,932	12,691	52,215	306,839

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）
１株当たり中間純利益	33円30銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	93,570
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	93,570
普通株式の期中平均株式数（株）	2,810,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注） 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

１．単元株制度の採用

当社は、2026年９月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

⑤ 【附属明細表】(2025年９月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
建物	45,792	－	－	45,792	29,660	3,783	16,131
車両運搬具	2,328	－	－	2,328	2,328	－	0
工具、器具及び備品	7,134	3,000	－	10,134	9,242	4,124	892
建設仮勘定	－	283	－	283	－	－	283
土地	41,513	－	－	41,513	－	－	41,513
有形固定資産計	96,768	3,283	－	100,051	41,231	7,907	58,820
長期前払費用	－	－	－	2,037	1,319	431	718

(注) 長期前払費用の金額が資産総額の１％以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(％)	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	8,064	8,064	0.5	－
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	17,961	9,897	0.5	2026年10月１日～2028年４月20日
合計	26,025	17,961	－	－

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)
長期借入金	8,084	1,813	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(目的使用)(千円)	当期減少額(その他)(千円)	当期末残高(千円)
賞与引当金	7,700	8,470	7,700	－	8,470

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年９月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	109
預金	
普通預金	552,843
計	552,843
合計	552,952

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社吉和田浜松	6,034
Tokyo Lighting Design合同会社	4,400
福井県美浜町	3,520
株式会社産機	3,269
有限会社明和電機工業所	2,197
その他	25,538
合計	44,959

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
33,924	457,605	446,570	44,959	90.9	31.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③　製品

区分	金額(千円)
ホロライト	4,964
合計	4,964

④　仕掛品

品名	金額(千円)
主要材料	8,662
合計	8,662

⑤　原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
主要材料	25,137
計	25,137
貯蔵品	
主要材料	544
消耗品	432
事務用品	2
計	978
合計	26,116

⑥　買掛金

相手先	金額(千円)
日本特殊光学樹脂株式会社	1,350
株式会社オノックスエムティーケー	479
有限会社富永工業所	314
Mouser Japan合同会社	310
マツイ電子株式会社	309
その他	552
合計	3,317

⑦　長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	15,368
浜松磐田信用金庫	2,593
合計	17,961

(注) １年以内に返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2026年８月10日開催の取締役会において承認された第20期第３四半期会計期間（2026年４月１日から2026年６月30日まで）及び第20期第３四半期累計期間（2025年10月１日から2026年６月30日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

（１）四半期貸借対照表

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （2026年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	648,693
売掛金	48,996
製品	4,450
仕掛品	6,605
原材料及び貯蔵品	28,603
前払費用	7,659
その他	151
流動資産合計	745,161
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	13,294
車両運搬具（純額）	0
工具、器具及び備品（純額）	752
土地	41,513
有形固定資産合計	55,559
投資その他の資産	
出資金	10
長期前払費用	418
繰延税金資産	13,104
その他	72
投資その他の資産合計	13,605
固定資産合計	69,165
資産合計	814,326

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （2026年６月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,661
１年内返済予定の長期借入金	8,064
未払金	16,777
未払費用	7,123
未払法人税等	31,718
未払消費税等	12,333
前受リース料	3,006
契約負債	1,709
預り金	3,661
賞与引当金	21,570
流動負債合計	107,625
固定負債	
長期借入金	3,849
固定負債合計	3,849
負債合計	111,474
純資産の部	
株主資本	
資本金	93,400
資本剰余金	55,000
利益剰余金	554,452
株主資本合計	702,852
純資産合計	702,852
負債純資産合計	814,326

（２）四半期損益計算書

第３四半期累計期間

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年６月30日）
売上高	427,651
売上原価	89,853
売上総利益	337,797
販売費及び一般管理費	165,431
営業利益	172,365
営業外収益	
受取利息	623
助成金収入	2,877
受取褒賞金	227
違約金収入	469
その他	155
営業外収益合計	4,353
営業外費用	
支払利息	60
為替差損	15
上場関連費用	5,400
営業外費用合計	5,475
経常利益	171,242
税引前四半期純利益	171,242
法人税、住民税及び事業税	55,816
法人税等調整額	△4,920
法人税等合計	50,896
四半期純利益	120,345

（３）四半期財務諸表に関する注記事項

（四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当社の四半期財務諸表は、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略を適用）に準拠して作成しております。

（セグメント情報等の注記）

当社は、光学機械器具製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第３四半期累計期間（自 2025年10月１日 至 2026年６月30日）

地域別	用途別			
	安全	演出	実験	計
売上高	千円	千円	千円	千円
日本	256,408	5,016	60,655	322,079
北米	63,225	－	－	63,225
中南米	6,962	－	－	6,962
欧州	576	－	－	576
アジア	15,130	－	345	15,475
顧客との契約から生じる収益	342,303	5,016	61,000	408,319
その他の収益	937	10,321	8,072	19,331
外部顧客への売上高	343,240	15,337	69,072	427,651

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 (自　2025年10月１日 至　2026年６月30日)
減価償却費	3,776千円

（重要な後発事象）

１．単元株制度の採用

当社は、2026年９月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年10月１日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後３か月以内
基準日	９月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	３月31日 ９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行　全国各支店　(注)１
買取手数料	無料　(注)２
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.piphotonics.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１　当社株式は、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第１ 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2024年12月20日
種類	普通株式
発行数	20,000株
発行価格	500円 （注）３
資本組入額	250円
発行価額の総額	10,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）２

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年４月５日	2024年10月７日
種類	第１回新株予約権 （ストック・オプション）	第２回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 150,000株	普通株式 60,000株
発行価格	１株につき200円 （注）３	１株につき300円 （注）３
資本組入額	100円	150円
発行価額の総額	30,000,000円	18,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円	9,000,000円
発行方法	2024年３月30日開催の臨時株主総会及び2024年３月30日開催の臨時取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2024年９月28日開催の臨時株主総会及び2024年９月28日開催の臨時取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	（注）４

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社名古屋証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」）の定める有価証券上場規程施行規則第278条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び名証からの当該所有状況に係る照会時の名証への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を名証が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 名証の定める同施行規則第282条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、名証は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
(5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年９月30日であります。

２．同施行規則第278条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

３．安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を参考に決定しております。

４．同施行規則第282条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員または従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

５．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき200円	１株につき300円
行使期間	2026年４月１日から 2033年９月30日まで	2026年10月１日から 2034年３月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報　第４ 提出会社の状況　１ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報　第４ 提出会社の状況　１ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) １．新株予約権①については、退職等により役員１名10,000株及び従業員１名10,000株分の権利が喪失しております。
２．新株予約権②については、退職により従業員５名3,000株分の権利が喪失しております。

２ 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
豊田合成株式会社 取締役・社長執行役員・ＣＥＯ 齋藤 克巳 資本金　28,119百万円	愛知県清須市春日長畑１番地	自動車部品の製造	20,000	10,000,000 (500)	当社の取引先

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
池田　貴裕	静岡県浜松市中央区	会社役員	50,000	10,000,000 (200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
増田　篤浩	静岡県浜松市中央区	会社役員	25,000	5,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小島　利之	静岡県浜松市中央区	会社役員	10,000	2,000,000 (200)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
平野　伊助	静岡県浜松市中央区	会社役員	5,000	1,000,000 (200)	特別利害関係者等（当社の監査役)

(注) １．増田篤浩は、2025年12月26日付で当社取締役を辞任しております。
２．小島利之は、2024年12月27日付で当社取締役を辞任しております。
３．平野伊助は、2024年12月27日付で当社監査役を辞任しております。
４．表に含まれていない、提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数

は７名、当該取得者の割当株数は50,000株であります。このうち、退職者による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者に人数及び割当株数は、10名、130,000株となっております。

５．新株予約権①につきましては、退職等により２名、20,000株の権利が喪失しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
増田　篤浩	静岡県浜松市中央区	会社役員	5,000	1,500,000 （300）	特別利害関係者等（当社の取締役）

（注）１．増田篤浩は、2025年12月26日付で当社取締役を辞任しております。

２．表に含まれていない、提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった取得者（大株主等を除く）の人数は27名、当該取得者の割当株数は52,000株であります。このうち、退職者による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者に人数及び割当株数は、28名、57,000株となっております。

３．新株予約権②につきましては、退職等により従業員５名、3,000株の権利が喪失しております。

３ 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ホロライト ※１ ※３	静岡県浜松市中央区旭町６番地の１一条タワー1406号	1,570,000	52.39
池田 貴裕 ※１ ※２	静岡県浜松市中央区	300,000 (50,000)	10.01 (1.67)
学校法人光産業創成大学院大学 ※１	静岡県浜松市中央区呉松町1955-1	250,000	8.34
株式会社フォウス ※１	静岡県浜松市中央区旭町６番地の１一条タワー2902号	250,000	8.34
日本テクノロジーベンチャーパートナーズＹ１号投資事業組合 ※１	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号	250,000	8.34
小池 隆 ※１	静岡県磐田市	100,000	3.34
片岡 卓治 ※１	静岡県浜松市中央区	30,000	1.00
袴田 尚夫 ※１	静岡県浜松市浜名区	30,000	1.00
増田 篤浩 ※４	静岡県浜松市中央区	30,000 (30,000)	1.00 (1.00)
長岡 賢一 ※１	静岡県浜松市中央区	20,000	0.67
豊田合成株式会社 ※１	愛知県清須市春日長畑１番地	20,000	0.67
稲垣 忍 ※４	静岡県浜松市中央区	20,000 (20,000)	0.67 (0.67)
－ ※６	－	20,000 (20,000)	0.67 (0.67)
－ ※６	－	15,000 (15,000)	0.50 (0.50)
宅見 宗則	静岡県浜松市中央区	10,000	0.33
須山 敏康	静岡県浜松市中央区	10,000	0.33
鈴木 喬	静岡県浜松市中央区	10,000	0.33
太田 慶一	静岡県浜松市中央区	10,000	0.33
－ ※６	－	10,000 (10,000)	0.33 (0.33)
－ ※６	－	10,000 (10,000)	0.33 (0.33)
－ ※６	－	7,500 (7,500)	0.25 (0.25)
－ ※６	－	7,500 (7,500)	0.25 (0.25)
平野 伊助 ※５	－	5,000 (5,000)	0.17 (0.17)
所有株式数1,000株の株主４名	－	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
所有株式数500株の株主16名	－	8,000 (8,000)	0.27 (0.27)
計	－	2,997,000 (187,000)	100.00 (6.24)

(注)１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※１ 特別利害関係者等（大株主上位10名）
※２ 特別利害関係者等（当社代表取締役）
※３ 特別利害関係者等（当社代表取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
※４ 当社元取締役（現執行役員）
※５ 当社元監査役（現顧問）
※６ 当社の従業員
２．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
３．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数になります。

独立監査人の監査報告書

2026年11月6日

パイフォトニクス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

浜松オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村本大輔

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本博生

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイフォトニクス株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイフォトニクス株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年11月6日

パイフォトニクス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

浜松オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村本大輔

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本博生

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイフォトニクス株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイフォトニクス株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月6日

パイフォトニクス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

浜松オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村本大輔

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本博生

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパイフォトニクス株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイフォトニクス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場か

ら中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月6日

パイフォトニクス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

浜松オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村本大輔

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本博生

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているパイフォトニクス株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上